

鹿児島県自立支援資金貸付の手引き

令和5年5月 作成

公益社団法人 鹿児島県社会福祉士会

目 次

1.	鹿児島県児童養護施設退所者等自立支援資金のご案内	1
2.	鹿児島県自立支援資金貸付の概要	8
3.	自立支援資金申請手続・契約等の流れ	12
4.	提出書類一覧	13
5.	様式	22
様式第1号	自立支援資金貸付申請書（生活支援費・家賃支援費・資格取得支援費）	
様式第2号	自立支援資金 親権者等同意書	
様式第3号	自立支援資金 児童養護施設等施設長意見書	
様式第4号	自立支援資金 児童相談所長意見書	
様式第5号	在職証明書（就職内定書）	
様式第6号	家賃額証明書	
様式第7号	自立支援資金貸借契約書	
様式第8号	自立支援資金振込口座（申込・変更）申請書	
様式第9号	個人情報の取扱いについての同意書	
様式第10号	住所、氏名変更届	
様式第11号	死亡届	
様式第12号	就業（修学）継続不能届	
様式第13号	辞退届	
様式第14号	離職届	
様式第15号	在職証明書	
様式第16号	貸付停止届	
様式第17号	再就職届	
様式第18号	貸付再開届	
様式第19号	退学・休学・復学・卒業・停学届	
様式第20号	現況届	
様式第21号	自立支援資金返還猶予申請書	
様式第22号	自立支援資金返還明細書	
様式第23号	自立支援資金返還方法変更届	
様式第24号	自立支援資金返還免除事実発生届	
様式第25号	自立支援資金返還免除申請書	
様式第26号	自立支援資金貸付決定通知書	

様式第 27 号	自立支援資金貸付決定通知書（保証人宛）
様式第 28 号	自立支援資金貸付不承認通知書
様式第 29 号	自立支援資金貸付不承認通知書（保証人宛）
様式第 30 号	自立支援資金貸付納入通知書
様式第 31 号	自立支援資金返還猶予決定通知書
様式第 32 号	自立支援資金返還猶予不承認通知書
様式第 33 号	自立支援資金返還免除決定通知書
様式第 34 号	自立支援資金返還免除不承認通知書
様式第 35 号	鹿児島県自立支援資金貸付事業について（聴取）
様式第 36 号	鹿児島県自立支援資金貸付事業について（回答）
様式第 37 号	収入の減少状況に関する申立書

6. 鹿児島県自立支援資金貸付規程	62
7. 鹿児島県自立支援資金貸付規程細則	70
8. 「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業」に関する Q & A (ver. 6)	74

鹿児島県児童養護施設退所者等 自立支援資金のご案内

就職や進学後の安定した生活基盤を築くための国の制度資金です。
生活費、家賃、運転免許取得費などの資金が借りられます。

公益社団法人 鹿児島県社会福祉士会

概 要

この資金の対象になる方及び資金の種類は、次のとおりです。

(対象になる方)

- ・児童養護施設等に入所中または里親等へ委託中の方
- ・児童養護施設等を退所した方、または里親等への委託が解除された方

(貸付の種類)

「生活支援費」	……………	大学等に在学する期間：月額5万円又は8万円以内
「家賃支援費」	……………	進学者、就労者の毎月の家賃相当額
「資格取得支援費」	……………	資格取得するための実費（25万円上限）

1 目 的

この制度資金は、児童養護施設退所者等に対して、自立支援資金を貸し付けることにより、就職や進学後に安定した生活基盤を築き、円滑に自立されることの支援を目的とするものです。

2 貸付の種類

児童養護施設退所者等自立支援資金（以下「自立支援資金」という。）には、生活支援費、家賃支援費及び資格取得支援費の3種類の貸付金があります。

3 貸付対象者

(1) 生活支援費

鹿児島県内に所在する児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設（情緒障碍児短期治療施設）又は自立援助ホーム（以下「児童養護施設等」という。）を退所した方又は鹿児島県内に居住する里親若しくはファミリーホーム（以下「里親等」という。）の委託を解除された方のうち、保護者等から経済的な支援が見込まれない方

であって、大学、高等専門学校及び専修学校（以下「大学等」という。）に在学する方（以下「進学者」という。）が対象となります。

また、就職者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響による内定取消や休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある者（以下「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける就職者」という）も対象となります。

(2)家賃支援費

進学者のほか、児童養護施設等を退所した方又は里親等の委託を解除された方のうち、保護者等からの経済的な支援が見込まれない方で、就職している方（以下「就職者」という。）が対象となります。

(3)資格取得支援費

児童養護施設等に入所中又は里親等に委託中の方であって、就職に必要な資格の取得を希望する方（以下「資格取得希望者」という。）が対象となります。

4 貸付条件

(1)生活支援費

貸付対象	① <u>進学者</u> （正規の修学年数の範囲内である在学者を含む。） ② <u>就職者</u> （新型コロナウイルス感染症の影響を受ける就職者）
貸付期間	① <u>進学者</u> ：大学等に在学する期間 ② <u>就職者</u> ：12か月間
貸付額	① <u>進学者</u> ：月額5万円以内 ※新型コロナウイルス感染症の影響によるアルバイト休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある者は、大学等に在学する期間のうち12か月間について、貸付額を月額8万円以内とする 上記に加え、医療機関を定期的に受診する場合、貸付期間のうち2年間までは医療費などの実費相当額を貸付額に追加することができる ② <u>就職者</u> ：月額8万円以内

(2) 家賃支援費

貸付対象	① <u>進学者</u> （正規の修学年数の範囲内にある在学者を含む。） ② <u>就職者</u> （就職を機に児童養護施設等を退所した方または里親等への委託を解除された方を含む。）
貸付期間	① <u>進学者</u> ：大学等に在学する期間（正規の修学年数の範囲内） ② <u>就職者</u> ：退所又は委託解除後から2年を限度として就労している期間 ※ただし、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける就職者は、退所又は委託解除から求職期間を含む3年を限度として就職している期間とする
貸付額	1月あたりの家賃相当額（管理費及び共益費を含む。）と、居住する地域における生活保護制度上の住宅扶助額（都道府県、指定都市、中核市ごとに厚生労働大臣が別に定める額が示されている場合には、当該示された額における単身世帯の額とする。）のいずれか低い額

(3) 資格取得支援費

貸付対象	資格取得希望者（児童養護施設等を退所又は里親等への委託解除後、4年以内にある方で大学等に在学する方を含む。）
貸付額	資格取得に要する費用の実費とし25万円を上限とする。 （児童入所施設措置費等国庫負担金によって特別育成費における資格取得等特別加算費が支弁される場合には、当該加算費を控除した額を実費とみなす。）

※上記3資金の貸付け利息は、無利子です。

ただし、返却期限を過ぎた場合は、年3%の延滞利子を徴収します。

5 保証人

- 原則として、鹿児島県内に居住する連帯保証人が1名必要です。
- 申請者が未成年者であるときは、親権者等法定代理人の同意が得られる場合にはその同意を得ることとし、同意が得られないやむを得ない事情がある場合、児童養護施設等の施設長（里親委託児童の場合は児童相談所長）の意見書等により、法定代理人の同意を不要とすることができます。

6 借入(貸付)申請の手続方法

申請は、所定の様式書類及び必要書類を添えて郵送等でお申し込みください。

申請先：公益社団法人 鹿児島県社会福祉士会
〒890-8517 鹿児島市鴨池新町1番7号（県社会福祉センター5階）
電話 099-213-4055

◎ 3つの支援費に共通に必要な書類

- ①自立支援資金貸付申請書（様式第1号）
- ②親権者等の同意書（様式第2号） ※③がある場合省略可 ※17歳以下のみ
- ③児童養護施設等の施設長（里親等委託の場合児童相談所長）の意見書
（様式第3号又は様式第4号）
- ④個人情報の取扱いについての同意書（様式第9号）
- ⑤住民票謄本（世帯全員のもの）
- ⑥連帯保証人の収入を証明する書類
（源泉徴収票等直近の年間収入額がわかるもの）
- ⑦連帯保証人の本人確認書類（住民票写し、免許証写し等）

(1)生活支援費

- ①大学等に在学していることを証する書類（在学証明書など様式は任意）
- ②在学している大学等で発行する学生証（写）
- ③進学により児童養護施設等を退所したこと又は里親等の委託を解除されたことを証明する書類（入所（委託）措置解除決定通知書の写し）

(2)家賃支援費

[進学者のみ]

- ①進学又は就職により児童養護施設等を退所したこと又は里親等の委託を解除されたことを証明する書類（入所（委託）措置解除決定通知書の写し）
- ②1月当たり家賃（管理費及び共益費を含む。）が確認できる賃貸契約書等
- ③大学等に在学していることを証する書類（在学証明書など様式は任意）
- ④在学している大学等で発行する学生証（写）

[就職者のみ]

- ①進学又は就職により児童養護施設等を退所したこと又は里親等の委託を解除されたことを証明する書類（入所（委託）措置解除決定通知書の写し）

- ② 1月当たり家賃(管理費及び共益費を含む。)が確認できる賃貸契約書等
- ③ 在職証明書(様式第5号、勤務形態・勤務時間等が分かるものであれば様式は任意でも可)
- ④ 住宅手当等の支給の有無が確認できる書類(給与明細等)

(3) 資格取得希望者

- ① 取得する資格の内容及び取得費用を確認できるもの(見積書など)
- ② 当該資格取得にあたり他制度の国庫補助金を受ける場合、その関係書類

〈連帯保証人について〉

- ① 本人確認書類(住民票の写し、身分証明書=保険証、免許証等の写し等)
- ② 本人の所得が確認できるもの(所得証明書、前年分源泉徴収票(写)等)

7 貸付けの決定

貸付けが決定した申請者には、書面により結果をお知らせします。

8 交付申請の手続き

貸付けの決定の通知を受けた方は、交付申請書に借用書及び口座振込申出書を添付して、指定する日までに提出してください。

※連帯保証人を立てる場合は、借用書に本人と連帯保証人が署名、押印(実印とし、印鑑証明書を添付)してください。

※口座振込申出書の口座は、申請者本人の名義のものに限ります。

9 貸付金の振込

貸付金は、交付申請書等の全てが提出された後に、指定口座に振り込みます。

10 貸付けの取消し

次のいずれかに該当するときには、貸付決定が取り消されることとなります。

(貸付金の償還事由に該当し、償還が開始されます。)

- 進学者が大学を退学したとき
- 就職者が就職先を離職したとき
- 進学者又は就職者が死亡したとき
- 進学者又は就職者が貸付期間中に貸付決定の取り消しを申し出たとき

11 貸付金の償還免除

(1) 償還免除要件に該当する場合の免除

次のいずれかに該当する場合は、貸付金の償還が全額免除されます。

【進学者】

- 大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ、5年間引き続き就業を継続したとき

- 上記の就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき

【就職者】

- 就職した日から5年間引き続き就業を継続したとき
- 上記の就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき

【資格取得希望者】

- 就職した日から2年間引き続き就業を継続したとき
- 上記の就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき

(2) その他の免除

- 死亡、又は障害により貸付けを受けた自立支援資金を償還することができなくなったときは、貸付金の償還が全部又は一部免除されます。
- 進学者又は就職者が、自立支援資金の貸付けを受けた期間以上就業を継続したときは、貸付金の償還が一部免除（※1）されます。

（※1）就業継続した期間を、自立支援資金の貸付けを受けた期間（この期間が4年に満たないときは4年とする。）の4分の5に相当する期間で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする。）を償還の債務の額に乗じて得た額とします。

- 資格取得希望者が、1年以上就業を継続したときは、貸付金の償還が一部免除されます。一部免除額は、償還の債務の額の2分の1を乗じて得た額とします。

12 貸付金の償還

次の場合（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）は、貸付金を償還していただくことになります。

- 自立支援資金の貸付けの決定を取り消されたとき
- 自立支援資金の貸付けを受けた進学者又は資格取得希望者が、大学等を卒業した日から1年以内に就職しなかったとき
- 資格取得支援費の貸付けを受けた者が、資格を取得する見込みがなくなったと認められるに至ったとき
- 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき

償還の方法

- 自立支援資金の貸付けを受けた進学者又は就職者の償還期間は、償還事由が生じた日の属する月の翌月から起算して、貸付けを受けた期間の2倍に相当する期間（償還が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内です。
- 自立支援資金の貸付けを受けた資格取得希望者の償還期間は、2年以内です。

○償還方法は、月賦又は半年賦の均等払方式によります。なお、繰り上げ償還や一括償還もできます。

償還猶予

次の場合においては、償還を猶予することができます。

- 自立支援資金の貸付けを受けた進学者が、貸付決定を取り消された後も引き続き大学等に在学しているとき
- 自立支援資金の貸付けを受けた資格取得希望者が次に該当する場合
 - ・児童養護施設等に入所中又は里親等へ委託中であるとき
 - ・大学等に在学しているとき
- 貸付けを受けた進学者、就職者又は資格取得希望者が就業しているとき
- 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

【問い合わせ先・申請先】

公益社団法人 鹿児島県社会福祉士会

〒890-8517

住所 鹿児島市鴨池新町1番7号（県社会福祉センター5階）

電話 099-213-4055

FAX 099-213-4051

鹿児島県自立支援資金貸付の概要

1 鹿児島県自立支援資金とは

児童養護施設等退所者で就職や進学をした者のうち、住居や生活費等安定した生活基盤の確保が困難な状況にある者又はそれが見込まれる者に対して、家賃相当額や生活費の貸付けを行うことで、安定した生活基盤を築き、円滑な自立を支援することを目的とするものです。

また、児童養護施設等に入所中の者に対して、就職に必要な各種資格を取得するために必要となる費用の貸付けを行うことで、円滑な自立を支援することを目的とするものです。

2 貸付対象者

(1) 就職者

就職により児童養護施設等を退所した者であって、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者

(2) 進学者

大学等への進学により児童養護施設等を退所した者であって、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者

(3) 資格取得希望者

児童養護施設等に入所中の者であって、就職に必要な各種資格を取得することを希望する者

※児童養護施設等を退所した者であって、退所後4年以内にあるもので大学等に在学する者を含む

3 自立支援資金の貸付申請手続

自立支援資金のうち、家賃支援費及び生活支援費の貸付けを希望する者は、自立支援資金貸付申請書（家賃支援費・生活支援費）、資格取得支援費の貸付けを希望する者は、自立支援資金貸付申請書（資格取得支援費）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添付し、施設に入所していた者はその施設に、里親委託されていた者は児童相談所に提出してください。

(1) 家賃支援費

- ・親権者等法定代理人の同意書
- ・在職証明書又は在学証明書（就職内定書又は入学決定書）
- ・家賃額証明書（家賃額が記載されたもの）

(2) 生活支援費

- ・親権者等法定代理人の同意書
- ・在学証明書（入学決定書）

(3) 資格取得支援費

- ・親権者等法定代理人の同意書
- ・資格取得費用見積書（領収書）の写し

4 貸付対象者の選考及び貸付契約の締結

自立支援資金の貸付けを希望する者の申請により選考を行い、貸借契約を締結します。

5 貸付額

(1)家賃支援費 居住地域における生活保護制度上の住宅扶助額のうち、単身世帯の額以内
(鹿児島市の場合 (H28) 月額32千円を上限とする家賃相当額実費)

(2)生活支援費 月額50千円以内
(新型コロナウイルス感染症の影響による内定取消や休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にあるものは、貸付期間のうち12か月間について、貸付額を月額80千円以内とする)

上記に加えて、医療機関を定期的に受診する場合、貸付期間のうち2年間までは医療費などの実費相当額を貸付額に追加することができる。

(3)資格取得支援費 上限25万円を上限とする資格取得費実費

※(1)と(2)は分割、又は月決め交付、(3)は一括交付

6 貸付期間

(1)就職者 2年間を限度として、就労等している期間
(新型コロナウイルス感染症の影響による内定取消や休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にあるものは、退所又は委託解除後から休職期間を含む3年間を限度として就労している期間とする)

(2)進学者 正規修学年数(病気等により真にやむを得ない事情によって留年した期間も含む)

7 現況確認

貸付け2年目以降は、次に掲げる書類を添付し、施設に入所していた者はその施設に、里親委託されていた者は児童相談所に提出してください。

(1)就職者

就職2年目(貸付期間中)は4月15日までに、現況届、家賃額証明書及び前年度の家賃振込を証する書類を提出してください。

就職3年目以降は毎年4月15日までに、現況届を提出してください。

(2)進学者

就学2年目以降(貸付期間中)は毎年4月15日までに、在学証明書、家賃額証明書及び前年度の家賃振込を証する書類を提出してください。

※生活支援費のみ貸付けを受けている場合は、家賃に係る書類の提出は不要です。

就職1年目以降は4月15日までに、現況届を提出してください。

(3)資格取得希望者

就職1年目以降は4月15日までに、現況届を提出してください。

8 連帯保証人

原則として連帯保証人を立てるものとします。(1名)

ただし、連帯保証人を立てない場合でも、貸付けを受けることができます。

9 貸付契約の解除

次の場合のいずれかに該当する場合には、貸付契約が解除となります。

- ・就職者が就職先を離職したとき
- ・進学者が大学等を退学したとき又は停学となったとき
- ・就職者又は進学者が死亡したとき
- ・自立支援資金の貸付期間中に貸付けを受けている者が貸付契約の解除を申し出たとき

10 返還

次の各号のいずれかに該当する場合（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、事由が生じた日の属する月の翌月から起算して貸付けを受けた期間の2倍に相当する期間（経済状況等やむを得ない事由により当該期間での返還が困難であると認められる場合は、貸付けを受けた期間の4倍に相当する期間）の範囲内で、一回払、半年賦又は月賦による均等償還により返還しなければなりません。

- ・自立支援資金の貸付契約が解除されたとき
- ・貸付けを受けた進学者又は資格取得希望者が、大学等を卒業した日又は施設等を退所した日から1年以内に就職しなかったとき
- ・資格取得支援費の貸付けを受けた者が、資格を取得する見込みがなくなると認められるとき
- ・業務外の事由により死亡し、又は心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき

11 延滞利息

返還すべき者が正当な理由がなく返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から起算して返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額に年3.0%の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞利息を支払わなければなりません。

12 返還の債務の履行猶予

次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続する間、返還の債務の履行を猶予することができます。

- ・進学者が、貸付契約を解除された後も引き続き大学等に在学しているとき
- ・資格取得希望者が、児童養護施設等に入所中又は里親等へ委託中であるとき、及び大学等に在学しているとき
- ・貸付を受けた進学者、就職者又は資格取得希望者が就業しているとき
- ・災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

13 返還の債務の当然免除

次の各号のいずれかに該当する場合には、返還の債務を免除します。

(1) 就職者

- ・ 就職した日から5年間引き続き就業を継続したとき
- ・ 就業期間中に、業務上の事由により死亡、又は心身の故障のため就業を継続することができなくなったとき

(2) 進学者

- ・ 大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ、5年間引き続き就業を継続したとき
- ・ 就業期間中に、業務上の事由により死亡、又は心身の故障のため就業を継続することができなくなったとき

(3) 資格取得希望者

- ・ 就職した日から2年間引き続き就業を継続したとき
- ・ 就業期間中に、業務上の事由により死亡、又は心身の故障のため就業を継続することができなくなったとき

14 返還の債務の裁量免除

次の各号のいずれかに該当する場合は、(既に返還を受けた額を除く。)返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除します。

(1) 業務以外の事由により死亡、又は障害により返還することができなくなった場合

返還の債務の額(既に返還を受けた額を除く。以下同じ。)の全部又は一部

(2) 長期間所在不明となっている場合等返還させることが困難であると認められる場合であ

って、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過した場合

返還の債務の額の全部又は一部

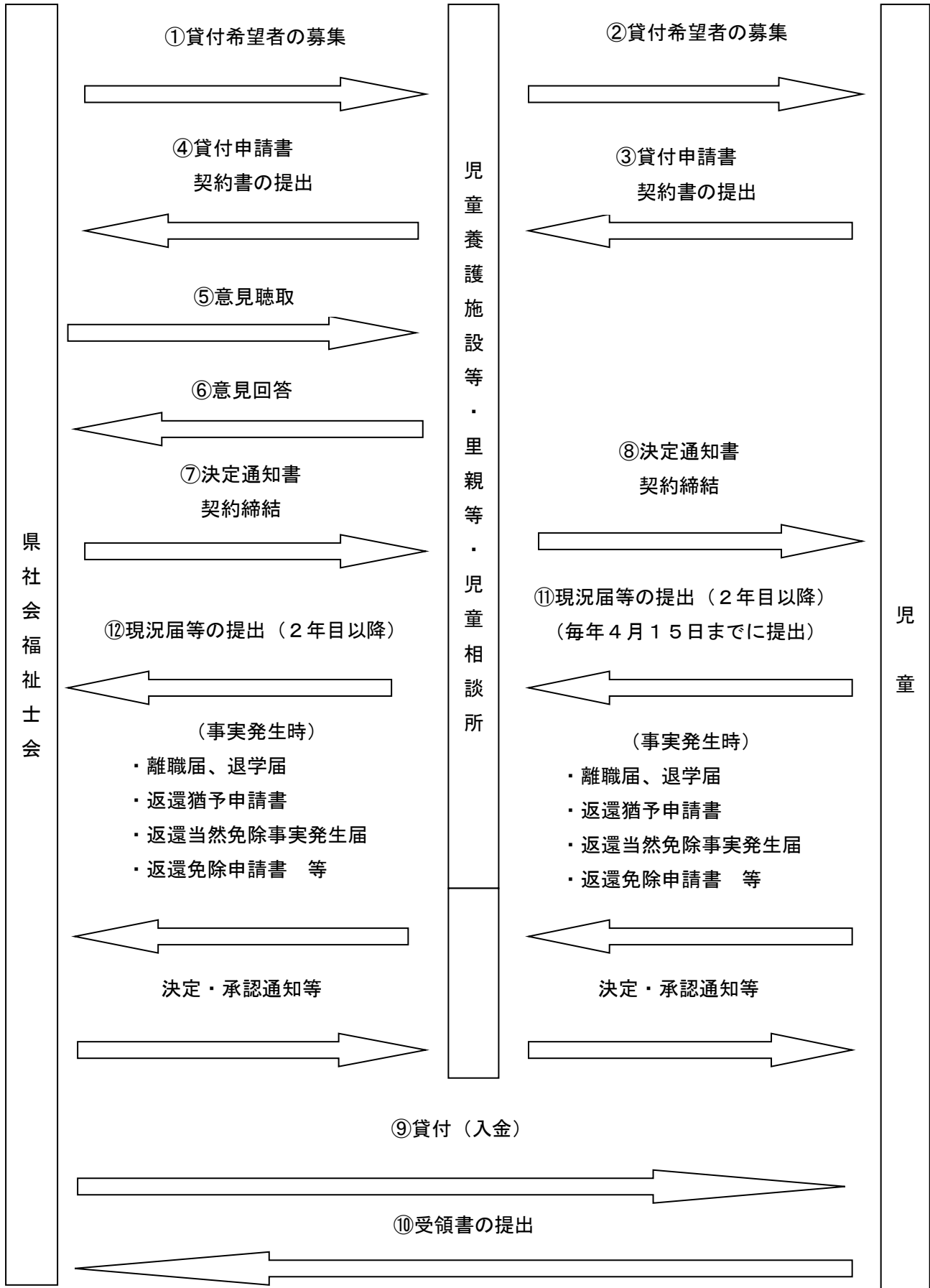
(3) 貸付けを受けた進学者又は就職者が、貸付けを受けた期間以上就業を継続した場合

返還の債務の額の一部

(4) 貸付けを受けた資格取得希望者が、1年以上就業を継続したとき

返還の債務の額の一部

《自立支援資金申請手続・契約等の流れ》



提出書類一覧

自立支援資金の貸付けを受けた者は、貸付期間中だけでなく、就職後も返還を免除されるか、又は返還を完了するまで様々な届出等を行う必要があります。

これらの届出等は、返還の免除や返還の猶予などの申請を行う場合の重要な証拠書類となり、届出等を怠ると返還の免除や猶予が受けられなくなることがありますから、事実の発生した日から15日以内に必ず届出等を行うようにしてください。

1 就職者

(1) 貸付けの申請をする時

提出書類名	様式番号	備考
自立支援資金貸付申請書	第1号	
自立支援資金親権者等同意書	第2号	17歳以下のみ 3号又は4号があれば省略可
施設長意見書又は 児童相談所所長意見書	第3号 第4号	いずれか
在職証明書（就職内定書）	第5号	
家賃額証明書	第6号	賃貸契約書の写し等家賃額を証する書類 を添付
個人情報の取扱いについての同意書	第9号	貸付申請の際に提出
住民票謄本	様式任意	

(2) 前年度に引き続き貸付けを受ける時

提出書類名	様式番号	備考
現況届	第20号	4月1日現在の状況を4月15日までに 提出

(3) 貸付期間以降に引き続き就業している時

提出書類名	様式番号	備考
現況届	第20号	4月1日現在の状況を4月15日までに 提出

(4) 貸付けを受けている者及び連帯保証人の氏名・住所等に変更があった時

提出書類名	様式番号	備考
住所、氏名変更届	第10号	※変更内容を確認できる書類を添付

(5) 5年間就業した時

提出書類名	様式番号	備考
在職証明書	第15号	
自立支援資金返還免除事実発生届	第24号	

(6) 貸付けを辞退する時

提出書類名	様式番号	備考
辞退届	第13号	自立支援資金の貸付けを辞退する場合
自立支援資金返還猶予申請書	第21号	自立支援資金の貸付け辞退後、引き続き就労を行っている場合

(7-1) 離職した時

提出書類名	様式番号	備考
離職届	第14号	
在職証明書	第15号	

(7-2) 貸付けを受けている期間中にやむを得ない理由により離職した時

提出書類名	様式番号	備考
貸付停止届	第16号	

(7-3) 離職後、求職活動を行っている時

提出書類名	様式番号	備考
自立支援資金返還猶予申請書	第21号	事実発生から30日以内に提出すること ※就労支援機関等による証明書を添付 求職活動の証明書は、県社会福祉士会が 指示する頻度により提出すること

(7-4) 離職後、再就職した時

提出書類名	様式番号	備考
在職証明書（就職内定書）	第5号	
再就職届	第17号	

(7-5) 貸付けを受けている期間中にやむを得ない理由により離職した者が再就職した時

提出書類名	様式番号	備考
貸付再開届	第18号	

(7-6) 離職後、全額返還する時

提出書類名	様式番号	備考
自立支援資金返還明細書	第 22 号	返還期間・金額について、県社会福祉士会に事前に確認すること

(7-7) 離職後、一部免除し、残りを返還する時

提出書類名	様式番号	備考
自立支援資金返還明細書	第 22 号	返還期間・金額について、県社会福祉士会に事前に確認すること
自立支援資金返還免除申請書	第 25 号	

(8) 返還方法を変更する時

提出書類名	様式番号	備考
自立支援資金返還方法変更届	第 23 号	返還期間・金額について、県社会福祉士会に事前に確認すること

(9-1) 貸付けを受けた者が死亡又は心身の故障のため就業を継続することができなくなった時

提出書類名	様式番号	備考
死亡届又は就業（修学）継続不能届	第 11 号 第 12 号	※死亡診断書又は診断書を添付

(9-2) 業務による事由により死亡又は心身の故障のため就業を継続することができなくなった時

提出書類名	様式番号	備考
自立支援資金返還免除事実発生届	第 24 号	※事実を証明する書類を添付

(9-3) 業務以外の事由により死亡又は心身の故障のため就業を継続することができなくなった時

提出書類名	様式番号	備考
自立支援資金返還免除申請書	第 25 号	

2 進学者

(1) 貸付けの申請をする時

提出書類名	様式番号	備考
自立支援資金貸付申請書	第1号	
自立支援資金親権者等同意書	第2号	17歳以下のみ 3号又は4号があれば省略可
施設長意見書又は 児童相談所所長意見書	第3号 第4号	いずれか
在学証明書	様式任意	入学時は入学決定を証する書類の写しで可
家賃額証明書	第6号	賃貸契約書の写し等家賃額を証する書類を添付 ※家賃支援費の貸付けを受ける場合
個人情報の取扱いについての同意書	第9号	貸付申請の際に提出
住民票謄本	様式任意	

(2) 前年度に引き続き貸付けを受ける時

提出書類名	様式番号	備考
在学証明書	様式任意	

(3) 貸付けを受けている者及び連帯保証人の氏名・住所等に変更があった時

提出書類名	様式番号	備考
住所、氏名変更届	第10号	※変更内容を確認できる書類を添付

(4-1) 大学等を卒業した時

提出書類名	様式番号	備考
退学・休学・復学・卒業・停学届	第19号	

(4-2) 卒業後、すぐに就職した時

提出書類名	様式番号	備考
在職証明書	第5号	
自立支援資金返還猶予申請書	第21号	

(4-3) 卒業後、求職活動を行っている時

提出書類名	様式番号	備考
自立支援資金返還猶予申請書	第21号	事実発生から30日以内に提出すること ※就労支援機関等による証明書を添付 求職活動の証明書は、県社会福祉士会が指示する頻度により提出すること

(5) 大学等を卒業後1年以内に就職しなかった時

提出書類名	様式番号	備考
自立支援資金返還明細書	第22号	返還期間・金額について、県社会福祉士会に事前に確認すること

(6) 貸付期間以降に引き続き就業している時

提出書類名	様式番号	備考
現況届	第20号	4月1日現在の状況を4月15日までに提出

(7) 5年間就業した時

提出書類名	様式番号	備考
在職証明書	第15号	
自立支援資金返還免除事実発生届	第24号	

(8) 自立支援資金貸付を辞退する時

提出書類名	様式番号	備考
辞退届	第13号	自立支援資金の貸付けを辞退する場合
自立支援資金返還猶予申請書	第21号	自立支援資金の貸付け辞退後、引き続き修学を行っている場合
在学証明書	様式任意	

(9) 退学、休学、復学、卒業、停学した時

提出書類名	様式番号	備考
退学、休学、復学、卒業、停学届	第19号	

(9-2) 退学後、自立支援資金を返還する時

提出書類名	様式番号	備考
自立支援資金返還明細書	第22号	返還期間・金額について、県社会福祉士会に事前に確認すること

(10) 卒業後、就職したが離職した時

提出書類名	様式番号	備考
離職届	第14号	
在職証明書	第15号	

(10-2) 離職後、求職活動を行っている時

提出書類名	様式番号	備考
自立支援資金返還猶予申請書	第 21 号	事実発生から 30 日以内に提出すること ※就労支援機関等による証明書を添付 求職活動の証明書は、県社会福祉士会が 指示する頻度により提出すること

(10-3) 離職後、再就職した時

提出書類名	様式番号	備考
在職証明書（就職内定書）	第 5 号	
再就職届	第 17 号	

(10-4) 離職後、自立支援資金を一部免除し、残りを返還する時

提出書類名	様式番号	備考
離職届	第 14 号	
在職証明書	第 15 号	
自立支援資金返還明細書	第 22 号	返還期間・金額について、県社会福祉士会 に事前に確認すること
自立支援資金返還免除申請書	第 25 号	

(11) 返還方法を変更する時

提出書類名	様式番号	備考
自立支援資金返還方法変更届	第 23 号	返還期間・金額について、県社会福祉士会 に事前に確認すること

(12-1) 貸付けを受けた者が死亡又は心身の故障のため就業(修学)を継続することができなくなった時

提出書類名	様式番号	備考
死亡届又は就業(修学)継続不能届	第 11 号 第 12 号	※死亡診断書又は診断書を添付

(12-2) 業務による事由により死亡又は心身の故障のため就業を継続することができなくなった時

提出書類名	様式番号	備考
自立支援資金返還免除事実発生届	第 24 号	※事実を証明する書類を添付

(12-3) 業務以外の事由により死亡又は心身の故障のため就業(修学)を継続することができなくなった時

提出書類名	様式番号	備考
自立支援資金返還免除申請書	第 25 号	

3 資格取得希望者

(1) 自立支援資金貸付の申請をする時

提出書類名	様式番号	備考
自立支援資金貸付申請書	第1号	
自立支援資金親権者等同意書	第2号	17歳以下のみ 3号又は4号があれば省略可
施設長意見書又は 児童相談所所長意見書	第3号 第4号	いずれか
個人情報の取扱いについての同意書	第9号	貸付申請の際に提出
住民票謄本	様式任意	
資格取得費用見積書(領収書)	様式任意	

(2) 貸付けを受けている者及び連帯保証人の氏名・住所等に変更があった時

提出書類名	様式番号	備考
住所、氏名変更届	第10号	※変更内容を確認できる書類を添付

(3-1) 施設退所(委託解除)後又は大学等卒業後、すぐに就職した時

提出書類名	様式番号	備考
在職証明書(就職内定書)	第5号	
自立支援資金返還猶予申請書	第21号	

(3-2) 施設退所(委託解除)後又は卒業後、求職活動を行っている時

提出書類名	様式番号	備考
自立支援資金返還猶予申請書	第21号	事実発生から30日以内に提出すること ※就労支援機関等による証明書を添付 求職活動の証明書は、県社会福祉士会が 指示する頻度により提出すること

(4) 施設退所(委託解除)後又は大学等を卒業後1年以内に就職しなかった時

提出書類名	様式番号	備考
自立支援資金返還明細書	第22号	返還期間・金額について、県社会福祉士会 に事前に確認すること

(5) 引き続き就業している時

提出書類名	様式番号	備考
現況届	第20号	4月1日現在の状況を4月15日までに 提出

(6) 2年間就業した時

提出書類名	様式番号	備考
在職証明書	第15号	
自立支援資金返還免除事実発生届	第24号	

(7) 資格を取得する見込みがなくなると認められる時

提出書類名	様式番号	備考
自立支援資金返還明細書	第22号	返還期間・金額について、県社会福祉士会に事前に確認すること

(8-1) 施設退所(委託解除)後又は卒業後、就職したが離職した時

提出書類名	様式番号	備考
離職届	第14号	
在職証明書	第15号	

(8-2) 離職後、求職活動を行っている時

提出書類名	様式番号	備考
自立支援資金返還猶予申請書	第21号	事実発生から30日以内に提出すること ※就労支援機関等による証明書を添付 求職活動の証明書は、県社会福祉士会が指示する頻度により提出すること

(8-3) 離職後、再就職した時

提出書類名	様式番号	備考
在職証明書(就職内定書)	第5号	
再就職届	第17号	

(8-4) 離職後、自立支援資金を一部免除し、残りを返還する時

提出書類名	様式番号	備考
離職届	第14号	
在職証明書	第15号	
自立支援資金返還明細書	第22号	返還期間・金額について、県社会福祉士会に事前に確認すること
自立支援資金返還免除申請書	第25号	

(9) 返還方法を変更する時

提出書類名	様式番号	備考
自立支援資金返還方法変更届	第23号	返還期間・金額について、県社会福祉士会に事前に確認すること

(10-1) 貸付けを受けた者が死亡又は心身の故障のため就業を継続することができなくなった時

提出書類名	様式番号	備考
死亡届又は就業（修学）継続不能届	第 11 号 第 12 号	※死亡診断書又は診断書を添付

(10-2) 業務による事由により死亡又は心身の故障のため就業を継続することができなくなった時

提出書類名	様式番号	備考
自立支援資金返還免除事実発生届	第 24 号	※事実を証明する書類を添付

(10-3) 業務以外の事由により死亡又は心身の故障のため就業を継続することができなくなった時

提出書類名	様式番号	備考
自立支援資金返還免除申請書	第 25 号	

様式第1号

事務局記入欄	貸付決定 年月日		貸付番号	
--------	-------------	--	------	--

自立支援資金貸付申請書（生活支援費・家賃支援費・資格取得支援費）

年 月 日

公益社団法人鹿児島県社会福祉士会
会長 殿

下記のとおり貸付けを受けたいので、関係書類を添えて申請します。
なお、貸付けを受けるに当たっては、貸付条件を遵守することを誓います。

ふりがな 氏 名			年 月 日生 (満 歳)	性別	男・女
本人現住所	〒 固定電話 () - 携帯電話 () - ※連絡の取れる電話番号を記入してください。				
児童養護 施設名等	施設等名称				
	〒 連絡先：電話番号 () -				
	退所(予定)年月日	年 月 日			
児童相談所名					
進学・在学 する大学等	学校名・学部等				
	所在地等	〒 電話 () -			
	入学年月日	年 月 日 (第 学年在学中)			
	卒業見込年月日	年 月 日			
勤務先	職 場 名				
	所 在 地	〒 電話 () -			
	就職年月日	年 月 日			

貸付希望	生活支援費	貸付期間	年 月 日～	年 月 日		
		貸付額	月額	円	(総額 円)	
	家賃支援費	貸付期間	年 月 日～	年 月 日		
貸付額		月額	円	(総額 円)		
資格取得支援費	資格名等					
	資格取得予定年月日	年 月 日				
	就職予定年月日	年 月 日				
	貸付希望日	年 月 日				
連帯保証人(本人自筆)	ふりがな氏名	Ⓜ	年 月 日生	性別	男・女	
	自宅住所	〒				
	勤務先名称・住所	(名称)	〒			
	本人との関係					

【申請書添付書類】

<p>1 親権者等の同意書(様式第2号) ※3がある場合省略可 ※17歳以下のみ</p> <p>2 児童養護施設等の施設長(里親委託の場合は児童相談所長)の意見書 (様式第3号又は様式第4号)</p> <p>3 個人情報取扱同意書(様式第9号)</p> <p>4 住民票謄本(世帯全員のもの)</p> <p>5 連帯保証人の本人を確認する書類</p> <p>6 連帯保証人の収入を証明する書類</p> <p>7 進学者は併せて次の書類を提出 (1)在学証明書(様式任意)及び学生証の写し (2)入所(委託)措置解除決定通知書の写し (3)1ヶ月当たりの家賃を証明する書類(賃貸契約書の写し等、家賃支援費希望者のみ)</p>	<p>8 就職者は次の書類を併せて提出 (1)1ヶ月当たりの家賃相当額を証する書類(賃貸契約書の写し等) (2)在職証明書(様式第5号、勤務形態・勤務時間が分かるものであれば任意様式で可) (3)住宅手当の支給の有無が確認できる書類</p> <p>9 資格取得支援費借入希望者は、次の書類をあわせて提出 (1)取得を希望する資格と当該資格取得に係る経費が分かる書類 (2)当該資格取得にあたり他制度の国庫補助金を受ける場合、その関係書類</p>
---	--

自立支援資金 親権者等同意書

年 月 日

公益社団法人鹿児島県社会福祉士会
会長 殿

親権者・法定代理人 氏 名 印
住 所
電 話
(下記の者との関係)

下記の者が、自立支援資金の貸付けを申請することに同意します。

ふりがな 氏 名		年 月 日生 (満 歳)	性別	男・女
住 所	〒			
入所施設等				

備 考

戸籍抄本又は法定代理人を証する書類を添付してください。

自立支援資金 児童養護施設等施設長意見書

年 月 日

公益社団法人鹿児島県社会福祉士会
会長 殿

施設名

施設長名

印

下記の者が自立支援資金の貸付を受けることについての意見は次のとおりです。

記

ふりがな 氏名		性別	男・女
生年月日	年 月 日 (満 歳)		
入所施設等			
退所(予定)年月日	年 月 日		
保護者等からの支援に関する意見(生活支援費・家賃支援費貸付申請時のみ記入)			
貸付に対する意見	【人物像や自立に向けた意思等】 【当該児童が貸付を受ける必要性】 【退所後の関わりの予定】 【特記事項】		

(注) 当該児童が様式第2号「親権者等同意書」を準備できない場合は、このことについても意見を付してください。

自立支援資金 児童相談所長意見書

年 月 日

公益社団法人鹿児島県社会福祉士会
会長 殿

児童相談所長

印

下記の者が自立支援資金の貸付を受けることについての意見は次のとおりです。

記

ふりがな 氏名		性別	男・女
生年月日	年 月 日 (満 歳)		
入所施設等			
退所(予定)年月日	年 月 日		
保護者等からの支援に関する意見(生活支援費・家賃支援費貸付申請時のみ記入)			
貸付に対する意見 (里親等委託解除者の貸付申請時のみ記入)	【人物像や自立に向けた意思等】 【当該児童が貸付を受ける必要性】 【退所後の関わりの予定】 【特記事項】		

(注) 当該児童が様式第2号「親権者等同意書」を準備できない場合は、このことについても意見を付してください。

様式第5号

貸付番号	第	号
------	---	---

在職証明書（就職内定書）

年 月 日

公益社団法人鹿児島県社会福祉士会
会長 殿

(証明者)
事業所所在地

事業所の名称

代表者職氏名 (社印)

下記の者は、当社において記載のとおり勤務している（勤務予定である）ことを証明する。

証明を受ける者	ふりがな 氏 名		性別	男・女
	生年月日	年 月 日		
	住 所			
勤務先 名称・ 所在地等	勤務先 住 所			
	名 称			
	雇用形態	正規職員・契約社員・その他（ ）		
	職種・ 所属部署			
	勤務形態 勤務時間 等	1. 勤務時間(週 時間) 時 分から 時 分 2. 休日等		

※ 勤務形態・勤務時間等の記載要件を満たせば、会社が発行する在職証明でも可です。

家賃額証明書

年 月 日

公益社団法人鹿児島県社会福祉士会
会長 殿

申請者氏名

印

下記不動産について、賃借している（賃借予定である）こと証明する。

所在地	
家賃	
賃貸者	

備考

賃貸借契約書の写し等、家賃額を証する書類を添付してください。

また、前年度に家賃支援費の貸付けを受けた者は、家賃振込を証する書類を添付してください。

様式第 7 号

貸付決定番号第 号

収入印紙

自立支援資金貸借契約書

公益社団法人鹿児島県社会福祉士会（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）
は、自立支援資金について、次の各条に定めるところにより、貸借契約を締結する。

（貸付）

第 1 条 甲は、乙に自立支援資金を貸与し、乙はこれを借り受ける。

（貸付額当）

第 2 条 自立支援資金の貸付総額については、各支援費の限度額以内で、貸付期間の終了期間までの貸付額の総額とする。

貸付総額（限度額） 金 円

生活支援費	貸付金額(限度額) 金 円 〔月額 円× ヶ月〕 貸付期間： 年 月 日から 年 月 日まで
家賃支援費	貸付金額(限度額) 金 円 〔月額 円× ヶ月〕 貸付期間： 年 月 日から 年 月 日まで
資格取得支援費	貸付金額(限度額) 金 円

（利子及び延滞利子）

第 3 条 利子は無利子とする。

- 甲は、乙が正当な理由がなくて自立支援資金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき、年 5.0 パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

(連帯保証人)

第4条 連帯保証人は、自立支援資金の返還債務を保証し、乙と連帯して債務を負担する。

2 連帯保証人は、乙が死亡したときも、その債務を負担する。

(一時償還)

第5条 甲は、乙が鹿児島県自立支援資金貸付規程（平成28年12月20日施行）第18条の各号のいずれかに該当すると認めるときは、一時償還を請求することができる。

(貸付規程との関係)

第6条 この契約書に定めのない事項については、鹿児島県自立支援資金貸付規程の定めるところによる。

(補 則)

第7条 乙は、鹿児島県自立支援資金貸付規程を周知承諾し、この契約書並びに前条の規程に定めのない事項については、甲乙協議して定める。

上記契約の成立を証するために本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 住 所 鹿児島市鴨池新町1番7号
(鹿児島県社会福祉センター内)
氏 名 公益社団法人 鹿児島県社会福祉士会
会 長 ⑩

乙 住 所
氏 名 ⑩

連帯保証人 住 所
氏 名 ⑩

様式第8号

貸付番号	第	号
------	---	---

自立支援資金 振込口座（申込・変更）申請書

年 月 日

公益社団法人 鹿児島県社会福祉士会
会長 殿

申出の事由	1：新規 2：口座の変更	
住 所	〒 ー	
フリガナ		生 年 月 日
氏 名	Ⓜ	年 月 日

私は、次のとおり、自立支援資金振込口座を（申出・変更申出）ます。

振 込 先	金融機関名		本・支店名	
	口座の種類	1：普通預金 2：当座預金 3（ ）		
	口 座 番 号			
フリガナ 口座名義				

※預金通帳（口座名義・口座番号の確認ができるもの）のコピーを添付してください。

公益社団法人鹿児島県社会福祉士会 自立支援資金貸付事業に係る 個人情報の取扱いについての同意書

公益社団法人鹿児島県社会福祉士会(以下「県社会福祉士会」という。)が実施する自立支援資金貸付事業(以下「自立支援資金」という。)における個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日法律第57号)及び「福祉関係事業者における個人の情報の適正な取扱いのためのガイドライン」(平成16年11月厚生労働省)に基づいて、適正に運用します。

記

1 個人情報の利用目的

自立支援資金の適正、かつ、円滑な運営をはかるため、修学の状況及び就業の状況、資格の取得状況、生活状況を含めた所在状況を把握するため、個人情報を取得し、利用します。

2 個人情報の利用

自立支援資金の貸付に係る事務を行うため、上記1の範囲内で県社会福祉士会の担当職員が利用することを原則とします。ただし、事業の目的を達成するため必要な範囲内において、第三者に対して個人情報を提供し、第三者から個人情報を取得し、また、第三者との間で個人情報を共有することがあります。

(1) 児童養護施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム等、児童相談所、鹿児島県

貸付の申込・決定、返還期間等の決定、返還猶予・免除等に関わる業務を遂行するため、借受人(連帯保証人、家族、その他の関係者を含みます。以下、同じ。)の情報全般について提供し、提供を受けます。

(2) 他の都道府県社会福祉士会、都道府県社会福祉協議会等関係機関

重複貸付や不正借受防止のため、本件以外の都道府県へ転出した借受人の情報及び県外に居住している関係者の情報について提供し、提供を受けます。

(3) 市町村等行政機関

居住地等の事実確認のために、借受人等の情報について住所地・居住地の市町村へ提供・照会することがあります。また、転居した場合の事実確認などのために、転入出先の市町村へ個人情報の提供・照会をすることがあります。

(4) 各種金融機関

自立支援資金の交付に関する払込において利用する金融機関に対し、個人情報の照会を行います。

(5) その他の関係機関

修学している(予定を含む)学校、又は勤務先等に対して、事実確認のために情報の提供をし、又は情報の提供を求めます。

3 利用目的外の利用の制限

本事業を通して収集した個人情報については、上記2による場合を除き、あらかじめ本人の同意なく第三者への提供は行いません。なお、借受人相互間において、本事業に必要な範囲で個人情報を提供することは、これに該当しないものとします。

(1) 法令又は条例の規定に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合

(3)国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、その事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

4 個人情報の管理

(1)本事業利用に関わる個人情報については、書面及び情報システムにつながったコンピューターに入力し個人データとして本事業担当者の管理の下に保管・利用します。個人データについては、常に正確かつ最新の状態に保ち、漏えい、滅失、毀損のないように努めます。

(2)個人データを管理する情報システムについては、県社会福祉士会事務局長をシステム管理者とし、コンピューターを使用する業務及びその業務担当者について管理します。

また、コンピューターの保守について委託する業者との間で個人情報の保護について定めた条項を含む契約を締結することとしています。

(3)自立支援資金の貸付に関わる個人情報については、自立支援資金の返還が完了した月が属する年度、又は免除(裁量免除を含む)を受けた年度から起算して5年が経過した時点で破棄又は削除します。

5 保有データの開示等

県社会福祉士会の個人情報保護規定による保有個人データについて、その開示の申し出が書面又は口頭によりされた場合には、身分証明書等により本人であることを確認の上、開示をします。

ただし、開示することにより、県社会福祉士会の事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合には開示しません。

6 苦情窓口対応

県社会福祉士会は個人情報の取扱いに関する苦情があった場合には、下記の苦情対応担当までお申し出ください。

(苦情対応担当責任者) 公益社団法人鹿児島県社会福祉士会事務局長

住所 〒890-8517 鹿児島県鹿児島市鴨池新町1番7号

電話 099-213-4055 FAX 099-213-4051

電子メール: jacsw@po.minc.ne.jp

【同意書】 ※申請者及び連帯保証人ともに提出してください。

各項目について、理解・同意いただける場合には、自署・押印してください。

私は、自立支援資金の借入に伴い、申請書などの提出書類に記載した個人情報について、本署の規定に基づいて取り扱われることに同意します。

年 月 日

署名 借 受 人 ㊟

法定代理人 ㊟

連帯保証人 ㊟

様式第10号

貸付番号	第	号
------	---	---

住所、氏名変更届

年 月 日

公益社団法人鹿児島県社会福祉士会
会長 殿

〒

住所

氏名

印

電話

下記のとおり変更しましたので、お届けします。

借受人	旧	氏名					
		住所					
	新	ふりがな 氏名					
		住所	〒 電話 () -				
連帯保証人	旧	氏名					
		住所					
	新	ふりがな 氏名					
		続柄					
		生年月日	年	月	日	性別	男・女
		住所	〒 電話 () -				
連帯保証人 勤務先	旧						
	新	〒 電話 () -					
変更理由							
変更年月日	年 月 日						

備考 住民票など変更事項を証明する書類を添付してください。

様式第11号

貸付番号	第	号
------	---	---

死亡届

年 月 日

公益社団法人鹿児島県社会福祉士会
会長 殿

〒

保証人等 住所
氏名
電話

印

下記のとおり、お届けします。

借受人	住所	
	氏名	
死亡年月日	年 月 日	
死亡原因		
学校名等	所在地	
	名称	
勤務先	所在地	
	名称	

備考

死亡診断書等、証明書類を添付してください。

様式第12号

貸付番号	第	号
------	---	---

就業（修学）継続不能届

年 月 日

公益社団法人鹿児島県社会福祉士会
会長 殿

〒

保証人等 住 所
氏 名
電 話

印

下記のとおり、お届けします。

借受人	住 所	
	氏 名	
事実発生 年月日	年 月 日	
事実発生 の内容		
学校名等	所在地	
	名 称	
勤 務 先	所在地	
	名 称	

備 考

死亡診断書等、証明書類を添付してください。

様式第13号

貸付番号	第	号
------	---	---

辞 退 届

年 月 日

公益社団法人鹿児島県社会福祉士会
会長 殿

〒

住 所

氏 名

印

電 話

下記のとおり自立支援資金の貸付けを辞退しますので、お届けします。

勤 務 先	
大学等名	
貸付内容	家賃支援費 ・ 生活支援費 ・ 資格取得支援費
貸 付 額	家賃支援費 円 生活支援費 円 資格取得支援費 円
貸付契約年月日	年 月 日
借用済額	家賃支援費 円 生活支援費 円 資格取得支援費 円
辞退理由	

様式第14号

貸付番号	第	号
------	---	---

離職届

年 月 日

公益社団法人鹿児島県社会福祉士会
会長 殿

〒

住 所

氏 名

印

電 話

下記のとおり、離職しましたので、お届けします。

離職年月日	年 月 日	
勤務期間	年 月 日から 年 月 日	
旧勤務先	所在地	
	名 称	
理 由		

備 考

在職証明書（様式第15号）を添付してください。

様式第15号

貸付番号	第	号
------	---	---

在職証明書

氏名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

住所 _____

上記の者は、当社において _____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 年 _____ 月 _____ 日まで下記のとおり勤務していたことを証明する。

勤務先	所在地	〒 _____
	名称	_____
	雇用形態	1. 勤務時間(週 _____ 時間) _____ 時 _____ 分から _____ 時 _____ 分 2. 休憩時間 _____ 3. 休日 (例) 土曜日及び日曜日 国民の祝日及び国民の休日 年末年始 (_____ 月 _____ 日から _____ 月 _____ 日) 夏季休暇 (_____ 月 _____ 日から _____ 月 _____ 日)

年 _____ 月 _____ 日

勤務先 所在地

名称

代表者

印

※社印を押印してください。

様式第16号

貸付番号	第	号
------	---	---

貸付停止届

年 月 日

公益社団法人鹿児島県社会福祉士会
会長 殿

〒

住 所

氏 名

印

電 話

下記のとおり、貸付停止事由が生じたのでお届けします。

事実の発生日	年 月 日
事実の発生理由	

様式第17号

貸付番号	第	号
------	---	---

再就職届

年 月 日

公益社団法人鹿児島県社会福祉士会
会長 殿

〒

住 所

氏 名

印

電 話

下記のとおり、再就職しましたので、お届けします。

新	勤務年月日	年 月 日	
	勤 務 先	所在地	〒
		名 称	
旧	勤務年月日	年 月 日から 年 月 日	
	勤 務 先	所在地	〒
		名 称	

様式第18号

貸付番号	第	号
------	---	---

貸付再開届

年 月 日

公益社団法人鹿児島県社会福祉士会
会長 殿

〒

住 所

氏 名

印

電 話

下記のとおり、お届けします。

貸付停止年月日	年 月 日
貸付停止の理由	
貸付再開年月日	
貸付再開の理由	

様式第19号

貸付番号	第	号
------	---	---

退学・休学・復学・卒業・停学届

年 月 日

公益社団法人鹿児島県社会福祉士会
会長 殿

〒

住 所

氏 名

印

電 話

この度、大学等を（退学・休学・復学・卒業・停学）しましたので、下記のとおりお届けします。

大学等名	(年 月 日入学)
届出事項	1 退学 (年 月 日)
	2 休学 (年 月 日から 年 月 日まで)
	3 停学 (年 月 日から 年 月 日まで)
	4 復学 (年 月 日)
	5 卒業 (年 月 日)
理 由	

※上記事実を証する書類がある場合は、それらの写しを添付すれば下記の証明は不要。

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

大学等 所在地

機関名称

機関長名

印

様式第20号

貸付番号	第	号
------	---	---

現況届

年 月 日

公益社団法人鹿児島県社会福祉士会
会長 殿

〒

住 所

氏 名

印

電 話

下記のとおり、現況についてお届けします。

勤務先	所在地	〒
	名 称	
	雇用形態	1. 始業・終業時間 時 分から 時 分 2. 休憩時間 分 3. 休 日 (例) 土曜日及び日曜日 国民の祝日及び国民の休日 年末年始 (月 日から 月 日) 夏季休暇 (月 日から 月 日)

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

勤務先 所在地

名 称

代表者

印

※毎年4月15日までに提出してください。

様式第21号

貸付番号	第	号
------	---	---

自立支援資金返還猶予申請書

年 月 日

公益社団法人
鹿児島県社会福祉士会長 殿

〒

住 所

氏 名

印

電 話

次のとおり自立支援資金の返還債務の履行猶予を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

貸借した費目	生活支援費 ・ 家賃支援費 ・ 資格取得支援費
貸付額	円
貸付契約日	年 月 日
既返還済額	円
返還猶予申請期間	年 月 日から 年 月 日まで
返還猶予申請理由	1 就労を行っているため。 2 求職活動中であるため。 3 引き続き修学を行っているため。 4 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるため。 その他やむを得ない事由 () ※該当する番号を○で囲み、備考による書類を添付すること。

備 考：次の書類を添付すること。

- 1 就労している場合は、在職証明書（様式第15号）
- 2 求職活動中である場合は、就労支援機関等による証明書
- 3 引き続き修学している場合は、在学証明書（様式任意）
- 4 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合は、それを証する書類

様式第22号

貸付番号	第	号
------	---	---

自立支援資金返還明細書

年 月 日

公益社団法人
鹿児島県社会福祉士会長 殿

〒

住 所

氏 名

印

電 話

下記により自立支援資金を返還します。

賃借した費目	家賃支援費 ・ 生活支援費 ・ 資格取得支援費		
大学等に在学した期間	年 月 日から 年 月 日まで (在学期間 年 月間)		
就労した期間	年 月 日から 年 月 日まで (在職期間 年 月間)		
返還すべき額	円		
返還方法及び額	・一回払い ・半年賦 ・月賦 月 / 回(最終月 円)		
返還完了年月日	年 月 日		
返還方法内訳	月賦による納期限	年 月から毎月25日	
	半年賦による納期限	回数	納 期 限
		1	年 月 25日
	2	年 月 25日	
一回払いによる納期限	年 月 25日		
返 還 理 由			

備 考

- 1 返還方法については、1回払、半年賦又は月賦のいずれかの方法を選択し、当該方法による返還回数で「返還すべき額」を除して得た額を「返還額」として記載すること。
- 2 返還は返還開始理由の生じた月の翌月から起算して貸付けを受けた期間（月数）の2倍の期間までに終了すること。（経済状況等やむを得ない事情により期間内の返還が困難と認められた場合は、貸付けを受けた期間4倍の期間内とする。）

様式第23号

貸付番号	第	号
------	---	---

自立支援資金返還方法変更届

年 月 日

公益社団法人鹿児島県社会福祉士会
会長 殿

〒

住 所

氏 名

印

電 話

下記により自立支援資金の返還方法を変更しますので、お届けします。

賃借した費目		家賃支援費 ・ 生活支援費 ・ 資格取得支援費	
旧返還明細	返還すべき額	円	
	返還方法及び額	・ 一回払い ・ 半年賦 ・ 月賦 月 / 回 (最終月 円)	
	返還完了年月日	年 月 日	
新返還明細	返還すべき額	円	
	返還方法及び額	・ 一回払い ・ 半年賦 ・ 月賦 月 / 回 (最終月 円)	
	返還完了年月日	年 月 日	
返還方法内訳	月賦による納期限	年 月から毎月25日	
	半年賦による納期限	回数	納 期 限
		1	年 月 25日
	2	年 月 25日	
一回払いによる納期限	年 月 25日		
返 還 理 由			

備 考

- 1 返還方法については、1回払、半年賦又は月賦のいずれかの方法を選択し、当該方法による返還回数で「返還すべき額」を除して得た額を「返還額」として記載すること。
- 2 返還は返還開始理由の生じた月の翌月から起算して貸付けを受けた期間（月数）の2倍の期間までに終了すること。（経済状況等やむを得ない事情により期間内の返還が困難と認められた場合は、貸付けを受けた期間の4倍の期間内とする。）

様式第24号

貸付番号	第	号
------	---	---

自立支援資金返還免除事実発生届

年 月 日

公益社団法人鹿児島県社会福祉士会
会長 殿

〒

住 所

氏 名

印

電 話

鹿児島県自立支援資金貸付規程第16条に規定する事実が発生しましたので、下記のとおりお届けします。

発生した事実の概要	
貸付けを受けた額	円
免除を受けようとする額	円
勤務先の名称 及び在職期間	住所 〒 名称 在職期間 年 月 日から 年 月 日 休職又は停職等の期間 年 月 日から 年 月 日 ※在職期間を合算して届け出る場合は、従事先をそれぞれ記入すること。

備 考：次の書類を添付すること。

- 1 在職証明書（様式第15号）
- 2 休職又は停職等の期間がある場合はそれを証する書類
- 3 死亡又は心身の故障により業務に従事できなくなったため届出する者（連帯保証人等を含む）は、その事実を証する書類。

様式第25号

貸付番号	第	号
------	---	---

自立支援資金返還免除申請書

年 月 日

公益社団法人鹿児島県社会福祉士会
会長 殿

〒

住 所

氏 名

印

電 話

自立支援資金の返還の債務の免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

貸付けを受けた額	円
貸付契約日	年 月 日
既返還済額	円
免除を受けようとする額	円
理 由	1 死亡又は心身の故障により、自立支援資金を返還することができなくなったため。 2 一定の就業期間を経過したため。
勤務先の名称 及び在職期間	住所 〒 名称 在職期間 年 月 日から 年 月 日 休職又は停職等の期間 年 月 日から 年 月 日 ※在職期間を合算して届け出る場合は、従事先をそれぞれ記入すること。

備 考：次の書類を添付すること。

- 1 在職証明書（様式第15号）
- 2 休職又は停職等の期間がある場合はそれを証する書類
- 3 死亡又は心身の故障により業務に従事できなくなったため届出する者（連帯保証人等を含む）は、その事実を証する書類。

様

公益社団法人 鹿児島県社会福祉士会
会長

自立支援資金貸付決定通知書

あなたがお申し込みになりました自立支援資金は、審査の結果、下記のとおり貸付決定いたしましたのでお知らせいたします。

貸付番号						貸付決定日			
申請者	ふりがな								
	氏名								
	住所								
	電話	自宅			携帯				
連帯保証人	ふりがな								
	氏名								
	住所								
	電話	自宅			携帯				
貸付金額	生活支援費		家賃支援費			資格取得支援費			
	月額	円	月額	円	円				
貸付期間	年 月 日	年 月 日		—					
	年 月 日	年 月 日							
備考									

鹿社士第 号
年 月 日

様

公益社団法人鹿児島県社会福祉士会
会長

自立支援資金貸付決定通知書（保証人）

以下の申請者がお申し込みになりました自立支援資金は、審査の結果、下記のとおり貸付決定いたしましたのでお知らせいたします。

貸付番号					貸付決定日		年 月 日	
申請者	ふりがな							
	氏 名							
	住 所							
	電 話	自 宅			携 帯			
連 帯 保証人	ふりがな							
	氏 名							
	住 所							
	電 話	自 宅			携 帯			
貸付金額	生活支援費		家賃支援費			資格取得支援費		
	月額	円	月額	円	円			
貸付期間	年 月 日	年 月 日		年 月 日		—		
	年 月 日	年 月 日		年 月 日				
備 考								

鹿社士第 号
年 月 日

様

公益社団法人鹿児島県社会福祉士会
会長

自立支援資金貸付不承認通知書

あなたがお申し込みになりました自立支援資金は、審査の結果、下記のとおり貸付不承認となりましたのでお知らせいたします。

貸付番号				貸付不承認決定日		年 月 日	
申請者	ふりがな						
	氏 名						
	住 所						
	電 話	自 宅		携 帯			
連 帯 保証人	ふりがな						
	氏 名						
	住 所						
	電 話	自 宅		携 帯			
備 考							

鹿社士第 号
年 月 日

様

公益社団法人鹿児島県社会福祉士会
会長

自立支援資金貸付不承認通知書（保証人）

以下の申請者がお申し込みになりました自立支援資金は、審査の結果、下記のとおり貸付不承認となりましたのでお知らせいたします。

貸付番号				貸付不承認決定日		年 月 日	
申請者	ふりがな						
	氏 名						
	住 所						
	電 話	自 宅			携 帯		
連 帯 保証人	ふりがな						
	氏 名						
	住 所						
	電 話	自 宅			携 帯		
備 考							

鹿社士児童第 号
年 月 日

_____ 様

公益社団法人鹿児島県社会福祉士会
会長

自立支援資金貸付納入通知書

あなたがお申し込みになりました自立支援資金は、以下の計画での納入が決定いたしましたのでお知らせいたします。

貸付番号		決定日	年 月 日		
貸借した費目	生活支援費 ・ 家賃支援費 ・ 資格取得支援費				
対象者	ふりがな				
	氏名				
	住所				
	電話	自宅		携帯	
貸付額	円	返還対象額	円		
返還方法及び額	・ 一回払い ・ 半年賦 ・ 月賦 月 / 回 (最終月 円)				
返還完了年月日	年 月 日				
返還方法内訳	月賦による納期限		年 月 25 日		
	半年賦による納期限	1 回目	年 月 25 日		
		2 回目	年 月 25 日		
	一回払いによる納期限		年 月 25 日		

鹿社士児童第 号
年 月 日

様

公益社団法人鹿児島県社会福祉士会
会長

自立支援資金返還猶予決定通知書

あなたがお申し込みになりました自立支援資金の返還猶予は、審査の結果、下記のとおり猶予決定いたしましたのでお知らせいたします。

貸付番号		猶予決定日	年 月 日		
貸借した費目	生活支援費 ・ 家賃支援費 ・ 資格取得支援費				
貸 付	契約日	平成 年 月 日			
	貸付金額 (元金)		返還残額		
猶 予	年 月 日 ～ 年 月 日 (ヶ月間)				
	返還免除額		返還残額		
返 還	返還期限 (猶予後)	年 月 日		返還期限 (猶予前)	年 月 日
対象者	ふりがな				
	氏 名				
	住 所				
	電 話	自 宅		携 帯	
備 考					

鹿社士児童第 号
年 月 日

様

公益社団法人鹿児島県社会福祉士会
会長

自立支援資金返還猶予不承認通知書

あなたがお申し込みになりました自立支援資金の返還猶予は、審査の結果、下記のとおり不承認となりましたのでお知らせいたします。

貸付番号		不承認決定日	年 月 日		
貸借した費目	生活支援費 ・ 家賃支援費 ・ 資格取得支援費				
貸 付	契約日	年 月 日			
	貸付金額 (元金)		返還残額		
返還期限		年 月 日			
対象者	ふりがな				
	氏 名				
	住 所				
	電 話	自 宅		携 帯	
備 考					

鹿社士児童第 号
年 月 日

様

公益社団法人鹿児島県社会福祉士会
会長

自立支援資金返還免除決定通知書

あなたがお申し込みになりました自立支援資金の返還猶予は、審査の結果、下記のとおり免除決定いたしましたのでお知らせいたします。

貸付番号		免除決定日	年	月	日
貸借した費目	生活支援費 ・ 家賃支援費 ・ 資格取得支援費				
貸 付	契約日	年 月 日			
	貸付金額 (元金)		返還済額		
	返還済元金		返還済延滞利子		
免 除	返還免除額 (元金)		返還残額		
	返還残元金		返還残延滞利子		
対象者	ふりがな				
	氏 名				
	住 所				
	電 話	自 宅		携 帯	
備 考					

鹿社士児童発第 号
年 月 日

_____ 様

公益社団法人鹿児島県社会福祉士会
会長

自立支援資金返還免除不承認通知書

あなたがお申し込みになりました自立支援資金の返還猶予は、審査の結果、下記のとおり不承認となりましたのでお知らせいたします。

貸付番号		免除決定日	年	月	日
貸借した費目	生活支援費 ・ 家賃支援費 ・ 資格取得支援費				
貸 付	契約日	年 月 日			
	貸付金額 (元金)		返還済額		
	返還済元金		返還済延滞利子		
対象者	ふりがな				
	氏 名				
	住 所				
	電 話	自 宅		携 帯	
備 考					

〇〇児童相談所長 殿

公益社団法人鹿児島県社会福祉士会
会長

鹿児島県自立支援資金貸付事業について（聴取）

下記の者から貸付申請がありましたので、鹿児島県自立支援資金貸付規程第 9 条第 2 項の規定により貴所の意見を求めます。

ふりがな 氏 名	(年 月 日生)	性 別	男 ・ 女
本人住所	〒		
児童養護 施設名等			
児童相談所名			

公益社団法人鹿児島県社会福祉士会
会長 殿

〇〇児童相談所長

鹿児島県自立支援資金貸付事業について（回答）

〇〇年〇〇月〇〇日付 発第〇〇〇〇号で意見聴取のありました下記の者については、鹿児島県自立支援資金貸付規程第 4 条に規定する貸付対象に 該当します。
該当しません。

ふりがな 氏 名	(年 月 日生)	性 別	男 ・ 女
本人住所	〒		
児童養護 施設名等			

収入の減少状況に関する申立書

年 月 日

公益社団法人鹿児島県社会福祉士会
会長 殿

〒

住 所

氏 名

印

電 話

私が申込をしました「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業」の貸付金について、新型コロナウイルスの影響による収入の減少状況については、下記のとおりであることを申告いたします。

勤務先	
勤務先所在地	〒 -
減少前の収入	令和 年 月時の月額所得(手取り)は、約 円でした。
減少後の収入	令和 年 月時の月額所得(手取り)は、約 円でした。
減少の理由	

鹿児島県自立支援資金 貸付規程

(目的)

第1条 この規程は、「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸付について（平成28年3月7日厚生労働省発雇児0307第3号厚生労働事務次官通知）」、「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付制度の運営について（平成28年3月7日雇児発0307第6号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」及び「鹿児島県児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業実施要綱（令和2年8月25日施行）」の規定に基づき、児童養護施設等入所中又は里親等へ委託中の者及び児童養護施設等を退所した者又は里親等への委託が解除された者に対して、自立支援資金を貸付け、もってこれらの者の円滑な自立を支援することを目的とする。

(実施主体)

第2条 鹿児島県自立支援資金（以下「自立支援資金」という。）の貸付けは、公益社団法人鹿児島県社会福祉士会（以下「県社会福祉士会」という。）が行う。

(貸付の種類)

第3条 自立支援資金は、生活支援費、家賃支援費、資格取得支援費とする。

(貸付対象者)

第4条 自立支援資金の貸付けの対象となる者（以下「貸付対象者」という。）は、以下のとおりとする。

一 生活支援費

生活支援費の貸付の対象となる者は、次のとおりとする。

(1)生活支援費の貸付対象者は、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設又は自立援助ホーム（以下「児童養護施設等」という。）を退所した者又は里親若しくはファミリーホーム（以下「里親等」という。）の委託を解除された者のうち、保護者等からの経済的な支援が見込まれない者であって、学校教育法第83条に規定する大学、同法第115条に規定する高等専門学校及び同法第124条に規定する専修学校等（以下「大学等」という。）に在学する者（以下「進学者」という。）

(2)第4条の二の(2)に定める就職者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響による内定取消や休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある者（以下「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける就職者」という。）

二 家賃支援費

家賃支援費の貸付の対象となる者は、次のとおりとする。

(1)進学者

(2)児童養護施設等を退所した者又は里親等の委託を解除された者のうち、保護者等からの経済的な支援が見込まれない者で、就職している者（以下「就職者」という。）

三 資格取得支援費

資格取得支援費の貸付対象者は、児童養護施設等に入所中若しくは里親等に委託中の者又は児童養護施設等を退所した者若しくは里親等の委託を解除された者であって、就職に必要な資格の取得を希望する者（以下「資格取得希望者」という。）

とする。

(自立支援資金の貸付期間及び貸付額)

第5条 自立支援資金の貸付期間及び貸付額は、以下のとおりとする。

一 生活支援費

生活支援費の貸付期間及び貸付額は、次のとおりとする。

(1)進学者

貸付期間:大学等に在学する期間

貸付額:月額 50,000 円以内(進学者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響によるアルバイト休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある者は、大学等に在学する期間のうち 12 か月間について、貸付額を月額 80,000 円以内とする。)

上記に加え、医療機関を定期的に受信する場合、貸付期間のうち 2 年間までは医療費などの実費相当額を貸付額に追加することができる。

(2)新型コロナウイルス感染症の影響を受ける就職者

貸付期間:12 か月間

貸付額:月額 80,000 円以内

二 家賃支援費

家賃支援費の貸付期間及び貸付額は、次のとおりとする。

(1)進学者

貸付期間:大学等に在学する期間

貸付額:1月あたりの家賃相当額(管理費及び共益費を含む。)とし、居住する地域における生活保護制度上の住宅扶助額を限度とする。

(2)就職者

貸付期間:退所又は委託解除後から 2 年を限度として就労している期間(ただし、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている就職者は、退所又は委託解除後から求職期間を含む 3 年を限度として就労している期間とする。)

貸付額:1月あたりの家賃相当額(管理費及び共益費を含む。)とし、居住する地域における生活保護制度上の住宅扶助額を限度とする。

三 資格取得支援費

貸付額は、資格取得に要する費用の実費とし、250,000 円を上限とする

(貸付方法及び利子)

第6条 自立支援資金は、県社会福祉士会会長と貸付対象者との契約により貸し付けるものとする。

- 貸付対象者は、児童養護施設等の退所又は里親等の委託解除から 5 年が経過するまでの間、貸付の申請を行うことができる。児童養護施設等の退所又は里親等の委託解除の時点においては、貸付を申請する必要がなかった者がその後に生じた事由により貸付の申請を行うこともできるものとする。ただし、第5条の1から3までの貸付について、申請はそれぞれ 1 回までとする。

- 利子は、無利子とする。

(連帯保証人)

第7条 自立支援資金の貸付けを受けようとする者は、原則として連帯保証人を立てるものとする。ただし、連帯保証人を立てない場合でも、貸付けを受けることができるものとする。

(貸付けの申請手続)

第8条 自立支援資金の貸付けを申請しようとする者は、自立支援資金貸付申請書（以下「貸付申請書」という。）に貸付けを受けようとする事項に応じて、次に掲げる書類を添付して、県社会福祉士会会長に提出するものとする。

一 就職者

- ・親権者等法定代理人の同意書
- ・在職証明書（就職内定書）
- ・家賃額証明書（家賃額が記載されたもの）

二 進学者

- ・親権者等法定代理人の同意書
- ・在学証明書（入学決定書）
- ・家賃額証明書（家賃額が記載されたもの）

三 資格取得希望者

- ・親権者等法定代理人の同意書
- ・資格取得費用見積書（領収書）の写し

(選考)

第9条 県社会福祉士会会長は、貸付対象者の選考を前条の規定により提出された書類を審査会又は書類審査によって行うものとする。

- 2 県社会福祉士会会長は、貸付対象者の選考を行うに当たっては児童相談所長等に意見を聴かなければならない。

(貸付決定通知書の交付)

第10条 県社会福祉士会会長は、申請者に対して資金を貸付ける旨を決定したときは、自立支援資金貸付決定通知書により申請者、連帯保証人及び児童養護施設長等に対し通知するものとする。

- 2 県社会福祉士会会長は、申請者に対して資金を貸付けない旨を決定したときは、前条に準じて、自立支援資金貸付不承認通知書により申請者、連帯保証人及び児童養護施設長等に対し通知するものとする。

(貸付契約の締結)

第11条 県社会福祉士会会長は、貸付けを決定した貸付対象者と自立支援資金貸借契約書により貸付契約を締結するものとする。

(借受人等の責務)

第12条 自立支援資金の貸付けを受けた者は、児童養護施設等による相談支援及び就労支援機関等による就労支援等により、経済的及び社会的な自立を図り、安定した生活を継続できるよう努めなければならない。

- 2 自立支援資金の貸付けを受けた者及び連帯保証人は、県社会福祉士会から貸付けの要件等に関する問い合わせを受けたとき又は報告を求められたときは、回答又は報告を行わなければならない。

(受領書)

第13条 貸付対象者は、自立支援資金の交付を受けたときは、県社会福祉士会長の指示のあった時まで、自立支援資金受領書を県社会福祉士会会長に提出しなければならない。

(貸付けの停止)

第14条 貸付けを受けている就職者の就職先が倒産したとき又は災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由等により就労することができなくなったときは、離職届及び貸付停止届を県社会福祉士会会長に届け出なければならない。

2 前項の規定により届け出をした者が再就職したときは、再就職届及び貸付再開届を県社会福祉士会会長に届け出なければならない。

3 県社会福祉士会会長は第1項の規定により離職届を受領したときは、第2項に規定する貸付再開届の提出があるまで貸付けを停止する。

(貸付契約の解除)

第15条 県社会福祉士会会長は、貸付けを受けている進学者が大学等を退学及び停学となったとき、貸付けを受けている就職者が就職先を離職したとき又は貸付けを受けている進学者又は就職者が死亡したときは、その契約を解除するものとする。

2 県社会福祉士会会長は、貸付けを受けている進学者又は就職者が貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除するものとする。

(返還の債務の当然免除)

第16条 県社会福祉士会会長は、自立支援資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、自立支援資金の返還の債務を免除するものとする。

一 進学者については、大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ、5年間引き続き就業を継続したとき、及び5年間の就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき

二 就職者については、就職した日から5年間引き続き就業を継続したとき、及び5年間の就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき

三 資格取得希望者については、就職した日から2年間（大学等へ進学した後に資格取得支援費の貸付けを受けた場合には、大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ2年間）引き続き就業を継続したとき、及び2年間の就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき

(返 還)

第17条 自立支援資金の貸付けを受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から起算して貸し付けを受けた期間の2倍に相当する期間（経済状況等やむを得ない事由により当該期間の範囲内での返還が困難であると県社会福祉士会会長が認めた場合は、貸付を受けた期間の4倍に相当する期間）の範囲内に、一回払、半年賦又は月賦等による均等償還により返還しなければならない。

一 自立支援資金の貸付契約が解除されたとき

- 二 貸付けを受けた進学者又は資格取得希望者が、大学等を卒業した日から1年以内に就職しなかったとき
 - 三 資格取得支援費の貸付けを受けた者が、資格を取得する見込みがなくなったと認められるに至ったとき
 - 四 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき
- 2 前項に規定する返還期間により難しい場合には、県社会福祉士会会長は、個別の事例ごとに知事の承認を得て、さらに長期の返還期間を設定することができる。

(一時償還)

- 第18条 県社会福祉士会会長は、自立支援資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、履行期限の到来していない返還の債務の額の全部又は一部につき、一時償還を請求することができる。
- 一 自立支援資金を貸付けの目的以外に使用したとき
 - 二 償還金の支払を怠ったとき
 - 三 虚偽の申請その他不正な手段により貸付けを受けたとき
 - 四 前各号に掲げる場合のほか、この規程の規定若しくは自立支援資金の貸付契約の条項に違反し、又は県社会福祉士会会長の指示に従わなかったとき

(返還方法等)

- 第19条 自立支援資金の返還は、1回払、半年賦又は月賦等による均等償還によるものとし、県社会福祉士会会長が発行する請求書をもって行うものとする。

(返還明細書)

- 第20条 第17条各号に規定する理由が生じたことにより自立支援資金を返還しなければならない者は、その理由が生じた日（第21条の規定による返還債務の履行猶予を申請した者にあつては、その申請に対して決定された猶予期間の終わった日又は第22条の規定による返還債務の免除を申請した者にあつては、その申請に対する決定の通知を受けた日）から起算して15日以内に自立支援資金返還明細書を県社会福祉士会会長に提出しなければならない。
- 2 県社会福祉士会会長は、前項の返還明細書に基づき貸付金の納入を決定したときは、自立支援資金貸付納入通知書により申請者に通知するものとする。
 - 3 第1項の返還明細書に記載した自立支援資金の返還方法及び返還額を変更するときは、自立支援資金返還方法変更届を県社会福祉士会会長に提出しなければならない。

(返還の債務の履行猶予)

- 第21条 県社会福祉士会会長は、自立支援資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続する間、自立支援資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。
- 一 進学者が、貸付契約を解除された後も引き続き大学等に在学しているとき
 - 二 資格取得希望者が、児童養護施設等に入所中又は里親等へ委託中であるとき、及び大学等に在学しているとき
- 2 県社会福祉士会会長は、自立支援資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している間、履行期限の到来していない自

立支援資金の返還の債務の履行を猶予できるものとする。ただし、当該各号に掲げる事由が発生したとき、既に履行期限の到来しているものについては、この限りでない。

- 一 貸付を受けた進学者、就職者又は資格取得希望者が就業しているとき
- 二 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

(返還の債務の裁量免除)

第 22 条 県社会福祉士会会長は、自立支援資金の貸付けを受けた者が、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、貸し付けた自立支援資金（既に返還を受けた額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

- 一 死亡、又は障害により貸付けを受けた自立支援資金を返還することができなくなった場合
返還の債務の額（既に返還を受けた額を除く。以下同じ。）の全部又は一部
- 二 長期間所在不明となっている場合等自立支援資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から 5 年以上経過した場合
返還の債務の額の全部又は一部
- 三 貸付けを受けた進学者又は就職者が、自立支援資金の貸付けを受けた期間以上就業を継続した場合
返還の債務の額の一部
- 四 貸付けを受けた資格取得希望者が、1 年以上就業を継続したとき
返還の債務の額の一部

(延滞利子)

第 23 条 県社会福祉士会会長は、自立支援資金の貸付けを受けた者が正当な理由がなく自立支援資金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年 3.0 パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。ただし、当該延滞利子が、払込みの請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なもの認められるときは、当該延滞利子を徴収しないことができる。

(返還猶予の申請手続)

- 第 24 条 第 21 条の規定による自立支援資金の返還債務の履行猶予を受けようとする者は、自立支援資金返還猶予申請書に猶予を受けようとする理由を証することができる書類を添えて県社会福祉士会会長に提出しなければならない。
- 2 県社会福祉士会会長は、前項の申請書を審査し、自立支援資金の返還債務の履行猶予を決定したときは、自立支援資金返還猶予決定通知書により申請者に通知するものとする。
 - 3 県社会福祉士会会長は、第 1 項の申請書を審査し、自立支援資金の返還債務の履行猶予を認めない旨を決定したときは、自立支援資金返還猶予不承認通知書により申請者に通知するものとする。

(返還免除の届出手続)

第 25 条 貸付けを受けている者は、第 16 条各号のいずれかに該当することとなったときは、その事実の発生した日から起算して 15 日以内に自立支援資金返還免除事実発生届に当該事実が発生したことを証明できる書類を添えて県社会福祉士会会長に届け出なければ

ならない。

- 2 県社会福祉士会会長は、前項の届出書を受理し、自立支援資金の返還債務を免除するときは、自立支援資金返還免除決定通知書により申請者に通知するものとする。
- 3 県社会福祉士会会長は、第1項の届出書を受理し、自立支援資金の返還債務免除を認めない旨を決定したときは、自立支援資金返還免除不承認通知書により申請者に通知するものとする。

(返還免除の申請手続)

第26条 第22条の規定による自立支援資金の返還債務の免除を受けようとする者は、自立支援資金返還免除申請書に免除を受けようとする理由を証明することができる書類を添えて県社会福祉士会会長に提出しなければならない。

- 2 県社会福祉士会会長は、前項の申請書を審査し、自立支援資金の返還債務の免除を決定したときは、自立支援資金返還免除決定通知書により申請者に通知するものとする。
- 3 県社会福祉士会会長は、第1項の申請書を受理し、自立支援資金の返還債務免除を認めない旨を決定したときは、自立支援資金返還免除不承認通知書により申請者に通知するものとする。

(届出)

第27条 貸付けを受けている者及び第21条の2の一に該当する者は、次の各号に該当するときは、その事実が発生した日から起算して15日以内に当該各号に定める様式によりその旨を県社会福祉士会会長に届け出なければならない。

- 一 住所又は氏名を変更したとき。
- 二 退学、休学、復学若しくは卒業したとき又は停学の処分を受けたとき。
- 三 離職したとき。
- 四 再就職したとき。
- 五 自立支援資金の貸付けを辞退するとき。
- 六 保証人の住所、氏名又は職業に変更があったとき。

- 2 保証人は、保証に係る貸付けを受けている者が死亡又は心身の故障のため就業（修学）を継続することができなくなったときは、その日から起算して15日以内に死亡届又は就業（修学）継続不能届を県社会福祉士会会長に提出しなければならない。
- 3 貸付けを受けている者は、自立支援資金の返還が終了し、又は減免されるまでの間は、毎年4月1日現在の現況届をその年の4月15日までに県社会福祉士会会長に提出しなければならない。

(会計経理)

第28条 県より交付された貸付原資及び事務費については、この事業に関する特別会計を設け、明確に区分すること。

- 2 貸付金の運用によって生じた運用益及び当該年度の前年度において発生した返還金は、貸付金を管理する特別会計に繰り入れるものとする。
- 3 この事業を廃止した場合は、その年度以降毎年度その年度において返還された自立支援資金に相当する額を県に返還するものとする。

(補足)

第29条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

- 第1条 この規程は、平成28年12月20日から施行し、就職者については平成26年4月1日以降に就職により児童養護施設等を退所した者から適用する。
- 第2条 この規程は、令和2年8月25日から施行し、令和2年度から適用する。
- 第3条 この規程は、令和3年4月1日から施行し、令和2年度から適用する。
- 第4条 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 第5条 この規程は、令和5年5月2日から施行し、令和4年12月2日から適用する。

鹿児島県自立支援資金 貸付規程細則

(目的)

第1条 この細則は、鹿児島県自立支援資金貸付規程（以下「貸付規程」という。）第29条の規定に基づき、自立支援資金の貸付けに当たり必要な事項について定めることを目的とする。

(定義)

第1条の2 この細則において使用する用語の意義は、貸付規程において使用する用語の意義の例による。

(貸付対象者)

第2条 鹿児島県自立支援資金（以下「自立支援資金」という。）の貸付けの対象となる者（以下「貸付対象者」という。）は、次の各号に定める資格要件を備える者とする。

- 一 貸付対象者は、鹿児島県内に所在する児童養護施設等に入所中又は退所した者並びに里親等に委託中又は委託を解除された者とする
- 二 貸付規程第4条の一及び二に規定する「保護者等からの経済的な支援が見込まれない」とは、死亡または行方不明等により保護者等がいない又は保護者等がいる場合でも養育拒否、虐待、放任等養育が適切でなく、保護者から経済的支援が見込まれない状態をいう
- 三 進学者は、大学等への進学を機に児童養護施設等を退所又は里親等への委託が解除された者のほか、児童福祉法第31条に基づく措置延長がなされていたため、大学等の在学中に児童養護施設等を退所又は里親等への委託が解除された者とする
- 四 進学者には、平成28年4月1日以降に大学等に在学し、かつ正規の修学年数の範囲内にある者を含むものとする
- 五 就職者は、就職を機に児童養護施設等を退所又は里親等への委託が解除された者のほか、児童養護施設等に入所中又は里親等への委託中に就職し、就業を継続している間に児童養護施設等を退所又は里親等への委託解除となった者とする
- 六 就職者には、平成26年4月1日以降に就職を機に児童養護施設等を退所した者又は里親等への委託を解除された者を含むものとする
- 七 就職者は、原則として正規職員として雇用される者とする。ただし、正規雇用でない場合でも、貸付けを受けることができるものとする
- 八 資格取得希望者には、児童養護施設等を退所又は里親等への委託解除後4年以内にある者であって、大学等に在学する者を含むものとする

(貸付期間)

第3条 貸付規程第5条の一及び二に規定する「大学等に在学する期間」は、原則として正規の修学期間であるが、病気等により休学するなど、真にやむを得ない事情によって留年した期間中もこれに含めて差し支えないこと。

(貸付金の限度)

第4条 資格取得支援費の貸付けについては、児童入所施設措置費等国庫負担金によって特別育成費における資格取得等特別加算費が支給される場合には、当該加算費を控除した額を

実費とみなす。

(親権者等法定代理人の同意書)

第5条 貸付規程第8条に規定する「親権者等法定代理人の同意書」については、資金の貸付けに当たって、親権者等法定代理人の同意が得られる場合には、書面によりその同意を得ることとし、法定代理人の同意が得られないやむを得ない事情がある場合であっても、児童養護施設等の施設長（里親委託児童の場合は児童相談所長）の意見書等により、貸付けを行うことで申請者の自立が見込まれる場合には、法定代理人の同意を不要として差し支えない。

(自立支援資金の支払方法及び時期)

第6条 自立支援資金のうち、家賃支援費及び生活支援費は、次の表に定める日に口座振込により分割(年4回)又は毎月1日に口座振替の方法により支払うものとする。

区分	交付内容	交付月日
第1回	4月～6月分	6月1日
第2回	7月～9月分	9月1日
第3回	10月～12月分	12月1日
第4回	1月～3月分	3月1日

2 資格取得支援費は、請求のあった日から30日以内に支払うものとする。

(連帯保証人)

第7条 連帯保証人は、原則として1名とする。

2 なお、貸付規程第7条に規定する「連帯保証人を立てない場合」とは、死亡又は行方不明等により保護者等がいない又は保護者等がいる場合でも、連帯保証を受けられない場合をいう。

(就業期間)

第8条 貸付規程第16条の免除となる就業継続期間前に、離職したとき又は就職先の倒産等により就労することができなくなったときは、再就職のために求職活動を行っている場合には、求職期間中も、継続して就業しているものとみなして、就業継続期間に算入する。ただし、算入できる期間は最長1年間とし、また、自立を支援するという本事業の趣旨を踏まえ、必ず実際に就業した状態で5年間の期間満了を迎えること。

このため、求職期間中に5年経過した日を迎える場合には、再就職した日を以て5年間引き続き就業を継続したものとみなす。

なお、1年間を超える求職期間については、就業継続期間に算入はしないが、就業しているものとみなして、裁量猶予の対象とする。

2 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により離職したが、その理由が止んだ後に再就職が見込まれる場合は、引き続き就業を継続しているものとみなす。ただし、当該離職期間は就業継続期間に算入しない。(その他やむを得ない事由は、就業を継続することが困難であると客観的に判断できる場合とする。)

(返還の債務の当然免除)

第9条 貸付規程第16条に規定する免除の対象となる就業は、1週間の所定労働時間が20時間以上とし、1日当たりの労働時間については特段の定めは設けない。

(返還の債務の裁量免除)

第 10 条 貸付規程第 22 条の一及び二に規定する返還の債務の裁量免除は、相続人又は連帯保証人に請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、県社会福祉士会会長が真にやむを得ないと判断した場合に限り、適用する。

2 規程第 22 条の三に規定する返還の債務の裁量免除は、この貸付けが児童養護施設等退所者等の自立の促進を図るものであることから、その適用は機械的に行うことなく、貸付けを受けた者の状況を十分把握の上、県社会福祉士会会長の判断により、個別に適用する。この場合、貸付けを受けた期間以上就業を継続した者であっても、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については、適用しない。

3 裁量免除の額は、就業継続した期間を、自立支援資金の貸付けを受けた期間（この期間が 4 年に満たないときは 4 年とする。）の 4 分の 5 に相当する期間で除して得た数値（この数値が 1 を超えるときは、1 とする。）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。ただし、貸付規程第 14 条の四の免除額については、返還の債務の額に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。

(貸付台帳の作成)

第 11 条 自立支援資金の貸付決定を受けた者については、氏名、貸付決定日、貸付額等を貸付台帳として整理し、債権の状況等を整理するものとする。

附 則

この細則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

【別紙】

「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業」に関するQ & A (ver.6)

NO	事項	質問内容	回答
1	申請手続について	児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業の申込書の配布先や配布方法はどのようなになるか。	<p>児童養護施設等の施設退所者は各児童福祉施設、里親委託解除者は措置元の児童相談所から申込書の配布を行うことが、円滑な手続の観点から適当であると考えられる。このため、貸付事業の実施主体（都道府県社協等）と都道府県は、当該自治体管内の児童福祉施設及び児童相談所を経由して、申込書を貸付対象者に配布することについて調整されたい。</p>
2	契約について	親権者からの同意が必要か。	<p>親権者等法定代理人の同意が得られる場合には、書面によりその同意を得ることとする。 また、法定代理人の同意が得られないやむを得ない事情がある場合であっても、貸付を行うことで申請者の自立が見込まれる場合には、児童養護施設等の施設長（里親委託児童の場合は児童相談所長）や児童養護施設退所者等への自立支援を行う民間支援団体の意見書等により、法定代理人の同意の代わりとすることとして差し支えない。</p> <p>なお、手続きを円滑に行う観点から、以下のとおり、民間支援団体の情報提供を行う必要がある。 ・都道府県は、貸付事業の実施主体（都道府県社協等）と適切に連携していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県は、貸付事業の実施主体に対して地方自治体で把握している民間支援団体の一覧の情報提供を行うこと ・貸付事業の実施主体は、都道府県から情報提供された一覧にない民間支援団体の意見書等が添えられて申請があった場合には、都道府県に対して、当該団体が意見書等を作成する民間支援団体として適当かどうか意見照会を行うこと ・都道府県は、貸付事業の実施主体から一覧にない民間支援団体に関する意見照会があった場合には、意見書等を作成する民間支援団体として適当かどうか確認し、適当と認められる場合には、一覧を更新して貸付事業の実施主体に対して情報提供を行うこと
3	契約について	法定代理人の同意が得られないやむを得ない場合は、児童養護施設等の施設長（里親等委託児童の場合は児童相談所長）の「意見書等」により、法定代理人の同意を得ずとも貸付が可能とされているが、意見書の記載内容はどのようなになるか。また「意見書等」の等についてはどのような書面、書類が想定されているか。	<p>記載内容としては、貸付を受けようとする者に関する所見（人物像や自立に向けた意思など）、推薦理由（貸付を受ける必要性）その他実施主体が貸付を行うに際して必要と考える事項について記載すること。</p> <p>なお、「意見書等」の「等」については、意見書のほか、前述の内容が確認できるその他の書面を想定しているもの。</p>
4	契約について	本貸付事業の手続きに印紙は必要となるのか。	<p>本事業は、印紙税法別表1「課税物件表」1-3の「消費貸借に関する契約書」に該当するため、原則として印紙の貼付が必要になる。</p> <p>なお、本事業は、上記の同法別表3「非課税文書の表」に記載の「社会福祉法第2条第2項第7号に規定する生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業」に該当しないため、印紙の貼付が必要である。（※介護福祉士等修学資金貸付等と同様の取り扱い）</p>

【別紙】

「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業」に関するQ & A (ver.6)

NO	事項	質問内容	回答
5	契約について	未成年が貸付を契約する際に法定代理人の同意が得られなかった場合について、当該借受人が成年に達した時点で、民法第122条に定める「取り消すことができる行為の追認」を求めることは可能か。	差し支えない。 債権を適切に管理する観点から、法定代理人の同意を得られなかった場合には、当該借受人が成年に達した時点で、当該契約行為について民法第122条に定める「取り消すことができる行為の追認」を求めるよう努めること。
6	対象者について	事業開始時点で既に在学中の者は、貸付けの対象となるか。	対象となる。なお、この場合、平成28年1月分までは遡って貸付けを行うこともできる。
7	対象者について	入学当初は親の援助があったが、途中で援助が途絶えてしまった場合は貸付けの対象となるか。	対象となる。
8	対象者について	大学の寮に入寮中であり、措置延長されている場合は、貸付けの対象となるか。	措置延長され、措置費の対象となっている場合には、対象とならない。
9	対象者について	大学卒業後、大学院に入学した場合は、正規修学年数の期間は新たな貸付の対象となるか。	大学院に入学した場合は、貸付の対象とならない。
10	対象者について	広域入所で他県の施設に入所等をしていない場合は、措置元の自治体の事業者申請をするのか、入所していた施設がある自治体の事業者申請をするのか。	入所していた施設がある自治体の事業者申請を行う。
11	対象者について	例えば、1カ月間だけ里親に委託され、進学や就職を機に委託が解除された場合でも貸付けの対象となるか。	進学や就職直前の1か月間を委託するケースがあるのか疑問があるが、委託期間の長短は問わない。
12	対象者について	施設退所後に一定期間経過した後、進学又は就職した場合は貸付の対象となるのか。	進学や就職を機に退所した者でなければ、対象とならない。 したがって、退所した時点で進路が決まっていけないことがないよう、自立に向けて計画的に支援することが必要である。
13	対象者について	進学又は就職により措置解除された後、私的契約によって施設内で生活している場合であっても、生活支援費の貸付けの対象となるか。	対象となる。
14	対象者について	高専に2年間在籍し、大学へ3年生から編入した場合、高専在籍の2年間及び大学3年～4年の2年間、合計で4年間分が貸付の対象となるか。	高専在籍中及び大学在学中の4年間が対象となる。
15	対象者について	貸付対象者は、「保護者がいる場合でも養育拒否、虐待、放任等養育が適切でなく、保護者等から必要な経済的支援が見込まれない状態」とされているが、里親委託解除又は施設措置解除後に保護者引き取り（保護者と同居）になった者は貸付の対象になるか。	「保護者等から必要な経済的支援が見込まれない状態」であることを、本人からの申出や聞き取り又は本人宅への訪問、及び施設長又は児童相談所長の意見書等により確認することができる場合は、生活支援費の貸付を行うことができる。なお、家賃支援費は貸付対象とならない。

【別紙】

「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業」に関するQ & A (ver.6)

NO	事項	質問内容	回答
16	対象者について	平成27年度に既に資格取得中の者で納入費用等を年度当初又は平成27年12月以前に一括納入している場合の資格取得支援費貸付額の取り扱いはどのようなものか。	補正予算成立日（平成28年1月20日）以前に納入している場合には、対象とならない。
17	対象経費について	社宅等が準備されている会社等に就職する場合、社宅（自前の社宅、借り上げアパート等）であったとしても、少額でも賃料がかかれば家賃支援費の対象と考えてよいか。また、会社から住宅手当が支出されている場合の取扱いはどうなるか。	家賃として賃料が発生していれば、その分について対象となる。また、会社から住宅手当が支出されている場合は、家賃から住宅手当額を差し引いた額について、貸付の対象となる。
18	対象経費について	まかない付き（食事付き）の寮のような形態の場合、食費等（食費、光熱水費、共益費・・・）も含めて「家賃」と考えて良いか。	食費等は除くこととし、家賃のみを対象とする。ただし、「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸付について」（平成28年3月7日厚生労働省事務次官通知）の第5の2に規定するとおり、管理費及び共益費については、家賃に含めるものとする。
19	対象経費について	「運営について」（雇児局長通知）の4の(2)「資格取得支援費の貸付については、児童入所施設措置費等国庫負担金によって特別育成費における資格取得等特別加算費が支弁されている場合には、当該加算費を控除した額を実費とみなす。」とされているが、資格取得等特別加算費の支弁の有無及び額はどのように把握したらよいか。	資格取得等特別加算費の額は、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（厚生事務次官通知）により確認されたい。（平成28年度単価56,570円）また、当該加算費の支弁の有無については、①申込書に支弁の有無欄を設ける②措置元の都道府県、指定都市、児童相談所設置市に個別に確認する、のいずれかの方法により確認されたい。
20	返還について	事業実施主体は、就職者の離職や進学者の退学をどのように把握するのか。	在学状況や在職状況については、可能な限りこまめに確認することが望ましいが、貸付の適正性や貸付対象者等の負担等を考慮のうえ、実施主体の裁量によって決定して差し支えない。
21	返還について	貸付契約中に、経済的な理由で退学し就職する場合や、退所後に期間雇用で就職したが企業側の理由で雇用期間経過後に離職した場合など、必ずしも貸付対象者の責とすることが適当でない場合もあるが、理由にかかわらず契約解除となり、返還が必要になるのか。	ご質問のケースのように、やむを得ない理由で退学、離職する場合の取り扱いは、以下の通りとする。（表欄外の図も参照） ①進学者 ・ 貸付期間中に退学した者が、求職活動を行っている場合、半年間に限り、貸付を継続する。 ・ その後、1年以内に就職した場合で、これまでの貸付期間が2年未満の場合については、2年を上限（就職者と同様）として貸付を継続する。（ただし、就職後は家賃貸付のみを対象とする。） ②就職者 ・ 貸付期間中に離職した者が、求職活動を行っている場合、半年間に限り、貸付を継続する。 ・ その後、1年以内に再就職した場合で、これまでの貸付期間が2年未満の場合については、2年を上限として貸付を継続する。

【別紙】

「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業」に関するQ & A (ver.6)

NO	事項	質問内容	回答
22	返還について	就業して家賃貸付を受けている者が、より専門性の高い職業に就くために一度離職し、大学等の高等教育機関で学び直す場合、在学期間について、改めて家賃等の貸付を受けることは可能か。	<p>学び直す前に受けていた家賃貸付を返還することを前提として、大学等の高等教育機関で学び直す期間についても、正規の就学期間（大学だと4年間）は家賃等の貸付を受けることは可能である。</p> <p>なお、学び直す前に受けていた家賃貸付の返還については、学び直す者が学業に専念できるよう、再度就職し、生活が安定した後に返還を求めると、一回当たりの返還額が過度な負担にならないように返還期間を設定するなど、返還する時期・期間について一定の配慮を行うようによること。</p>
23	当然免除について	返還の債務の当然免除となる要件として、「5年間引き続き就業を継続したとき」とあるが、5年間の起算点は、貸付を開始した月からののか。（例えば、平成27年4月に就職しており、貸付開始は就職して2年目の平成28年4月からの場合、起算点は平成27年4月と平成28年4月のどちらになるのか。）	就職した月を起算点とする。具体例については、平成27年4月を起算点とする。
24	当然免除について	育児休業等により休職した場合であっても、雇用契約が継続していることから、就業を継続しているものと解して良いか。	お見込みのとおり。雇用契約が継続している以上、育児休業等によって業務に従事していない場合であっても、就業は継続していることから、5年間（又は2年間）の就業継続に算入して差し支えない。
25	当然免除について	返還の債務の当然免除となる要件として「5年間引き続き就業を継続したとき」とあるが、雇用形態は正規雇用に限定されるのか。	<p>就業の考え方には、以下の通りとする。</p> <p>① 1週間の所定労働時間が20時間に満たない場合は除く。</p> <p>② 1日当たりの労働時間については特段の定めは設けない。</p>
26	当然免除について	返還の債務の当然免除となる要件として「5年間引き続き就業を継続したとき」とあるが、どのような考え方が。	<p>5年間の就業継続についての考え方は以下の通りとする。（表欄外の図も参照）</p> <p>① 一旦離職したが、再就職のために求職活動を行っている場合には、求職期間中も、継続して就業しているものとみなして、就業継続期間に算入する。ただし、算入できる期間は最長1年間とし、また、自立を支援するという本事業の趣旨を踏まえ、必ず実際に就業した状態で5年間の期間満了を迎えること。</p> <p>このため、求職期間中に5年経過した日を迎える場合には、再就職した日を以て5年間引き続き就業を継続したものとみなす。</p> <p>なお、1年間を超える求職期間については、就業継続期間に算入はしないが、就業しているものとみなして、裁量猶予の対象とする。</p> <p>② 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により離職したが、その理由が止んだ後に再就職が見込まれる場合は、引き続き就業を継続しているものとみなす。ただし、当該離職期間は就業継続期間に算入しない。（その他やむを得ない事由は、就業を継続することが困難であると客観的に判断できる場合とする。）</p>

NO	事項	質問内容	回答
27	当然免除について	求職活動を行っている場合とは、具体的にどのような場合をいうのか。	<p>就労支援機関等に求職登録をしたうえで、以下のいずれかに該当する場合をいう。(④の場合 は登録は不要とする。)</p> <p>① 月1回以上求人への応募を行った場合</p> <p>② 次のような就職の可能性を高める相互の働きかけがある活動を原則月2回以上行っている場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共職業安定所、許可・届出のある民間需給調整機関（民間職業紹介機関、労働派遣機関等をいう。）が行う職業相談、職業紹介、就職活動セミナー等職業講習の受講等 ・ 公的機関等（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、地方自治体、求人情報提供会社、新聞社等）が行う求職活動に関する指導、個別相談が可能な企業説明会等 <p>※このため、単なる職業紹介機関への登録、知人への紹介依頼、公共職業安定所・新聞・インターネット等での求人情報の閲覧等だけでは求職活動には該当しない。</p> <p>③ 公共職業安定所長の指示・推薦により公共職業訓練等を受講する場合、就職支援計画に基づき求職者支援訓練を受講する場合、公共職業安定所の指導により各種養成施設に入校する場合及び公共職業訓練等や教育訓練給付の対象訓練等を受講している場合</p> <p>④ 障害者総合支援法における就労系障害福祉サービス（就労移行支援事業、就労継続支援A型事業、就労継続支援B型事業）等を利用している場合</p> <p>なお、これらの求職活動を行っていることについては、就労支援機関等による確認票により確認するものとする。</p>

NO	事項	質問内容	回答
28	当然免除について	求職活動を行っていることについては、就労支援機関等による確認票により確認することとされているが、具体的にどのような確認を行うのか。	<p>求職活動の内容に応じて、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 求人への応募を行った場合は、面接日時を通知する文書や合否決定通知書により確認を行うこと。 ・ 公共職業安定所又は地方自治体による職業相談、職業紹介、就職活動セミナー等職業講習の受講等については、求職活動確認票（別添参考様式1参照）により確認を行うこと。 ・ 公共職業訓練等の受講や、求職者支援訓練の受講については、公共職業安定所長が受講者に対して発行した職業訓練受講指示書等及び商業訓練の修了証により確認を行うこと。 <p>なお、受講生が公共職業安定所長が受講者に対して発行した職業訓練受講指示書等を紛失したことにより別途証明書を必要とする場合は、求職活動確認票（職業訓練受講関係）（別添参考様式2参照）による確認を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「J E E D」という。）による求職活動に関する指導等については、原則として公共職業安定所長が発行した職業訓練受講指示書等及び職業訓練の修了証により確認を行うこと。ただし、指示書や修了証が発行されない訓練コースを受講する場合等については、「求職活動確認票（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構用）」（別添様式3参照）により確認を行うこと。 <p>なお、J E E Dにおける確認手続に一定の時間を要する場合は、貸付の実施主体において、対象者に対するその旨の注意喚起を徹底すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種養成施設に入校する場合や、教育訓練給付の対象訓練等を受講している場合には、入学許可書や在学証明、受講証等により確認を行うこと。 ・ 障害者総合支援法における就労系障害福祉サービス等を利用している場合には、支給決定通知書により確認を行うこと。 ・ 民間需給調整機関や求人情報提供会社、新聞社等を通じた求職活動については、原則として求職活動確認票により確認を行うこととするが、これによりがたい場合には、自己申告に基づき確認を行うとともに、以降の求職活動について確実に確認を行うため、公共職業安定所を通じて求職活動を行うよう指導すること。 ・ 求職活動確認票の記入・押印は、原則として求職活動の実施の都度、公共職業安定所、J E E D、地方自治体、民間需給調整機関等に求めるよう指導すること。 ・ 公共職業安定所における過去の求職活動に関する証明については、公共職業安定所が使用しているシステムにおけるデータの保存年限等の関係で証明できない場合もあるので、貸付の実施主体において、対象者に対するその旨の注意喚起を徹底すること。
29	当然免除について	資格取得貸付については、取得した資格と関連する就職先に限定されるのか。	結果として取得した資格とは関係ない企業等に就職しても差し支えない。

【別紙】

「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業」に関するQ & A (ver.6)

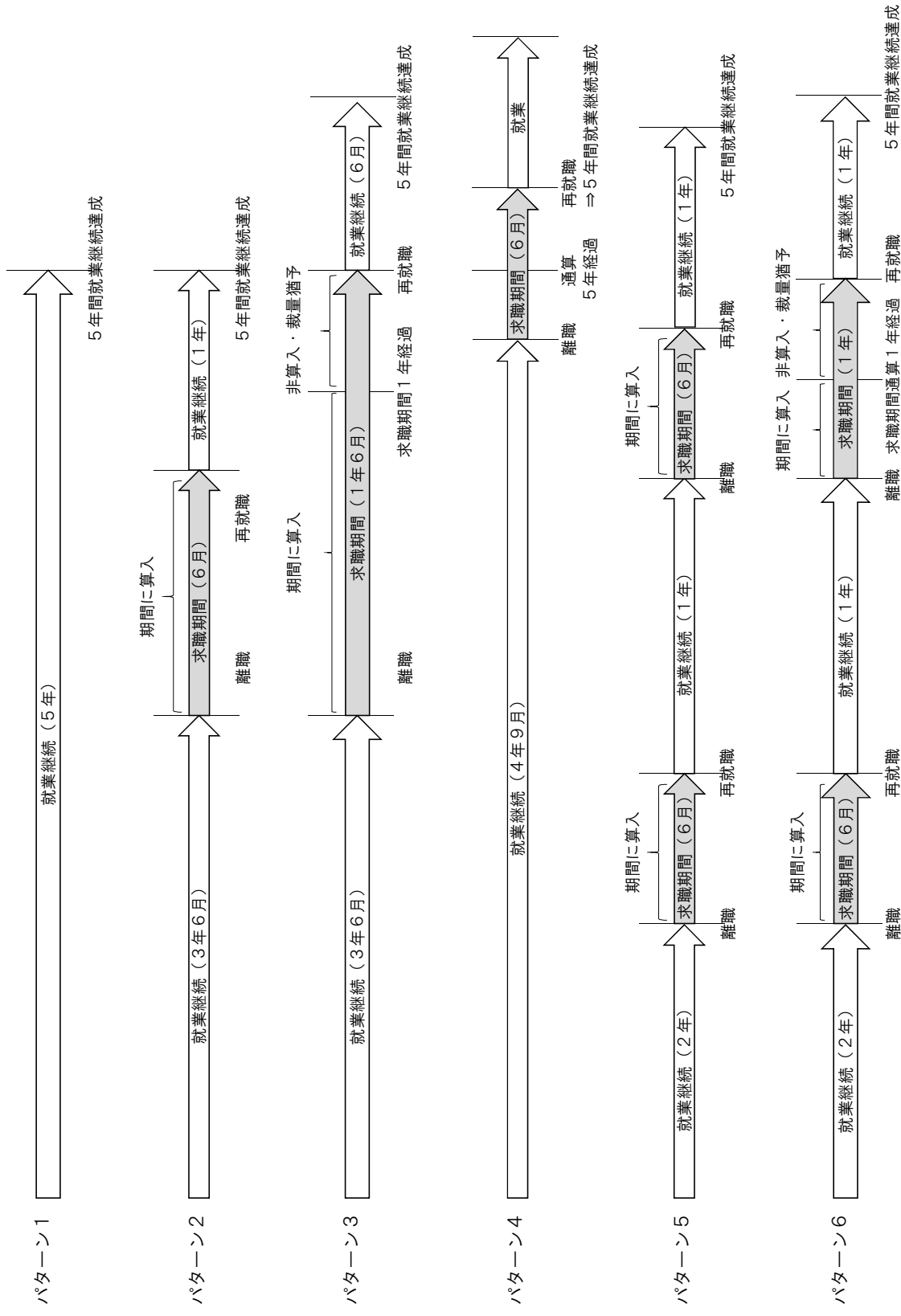
NO	事項	質問内容	回答
30	当然免除について	返還の債務の当然免除の要件（要綱第9-1-(2)）の「業務に起因する心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき」の確認方法、書類はどのようなものが必要か。	医師による診断書や労災申請の際の関係書類等により確認されたい。
31	裁量免除について	返還の債務の裁量免除の要件（要綱第12(2)）の「長期間所在不明」の確認方法、添付帳票はどのようなものが必要か。	所在不明と判断される場合としては、郵送物が宛先不明で返送されて来た場合や、施設職員や児童相談所から複数回連絡しても借受人と連絡がとれない場合が考えられ、長期間所在不明となる起算点として、これらの日付を記録しておくことが重要である。 なお、貸付事業の実施主体は、「退所児童等アフターケア事業」などの退所者自立支援の取組みと連携し、相互に定期的な借受人の状況把握に努めていただきたい。
32	措置費や他貸付等との併用について	措置費の支弁（就職支度費、大学進学等自立生活支度費等）と併用は可能か。	措置費の支弁と貸付を併用して差し支えない。 なお、生活支援費及び家賃支援費について、対象経費を同じくする他の国庫補助事業との併用は不可とする。
33	措置費や他貸付等との併用について	各種奨学金（日本学生支援機構等）との併用は可能か。	民間団体の実施する各種奨学金と合わせて貸付を受けても差し支えない。
34	措置費や他貸付等との併用について	進学者として大学在学中に貸付を受け、卒業後に改めて就職者として貸付を受けることは可能か。	大学卒業後に就職者として貸付を受けることはできない。
35	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた運用改善について	この4月より就職して家賃貸付を受ける予定だったが、新型コロナウイルス感染症の影響により内定が取り消された。この場合、家賃貸付の契約も解除されるのか。	新型コロナウイルス感染症の影響による内定取消や休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある児童養護施設退所者等に限り、以下のとおり取り扱うこととしている。 このため、ご質問のケースのように内定が取り消されたとしても、就業するまでの間の求職期間等は家賃貸付の対象となる。 ・ 就業するまでの間の求職期間等を家賃貸付の対象とする。 ・ 貸付期間の上限を2年間から3年間に拡充するとともに、返還免除期間の猶予の特例（※）を設ける。 ※ 貸付については5年間の就業継続により返還が免除されるが、新型コロナウイルス感染症の影響により就業継続が困難となった場合には、求職期間についても就業継続期間に算入できることとする。
36	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた運用改善について	生活支援費の貸付を受けた場合、当然免除の要件はどうか。	家賃貸付と同様、原則は5年間の就業継続により返還が免除されるが、新型コロナウイルス感染症の影響により就業継続が困難となった場合については、求職期間についても就業継続期間に算入できることとする。

【別紙】

「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業」に関するQ & A (ver.6)

NO	事項	質問内容	回答
37	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた運用改善について	収入の減少について、「新型コロナウイルス感染症の影響」であることの確認はどのように行うべきか。	新型コロナウイルス感染症の影響があることは、申立書に記載することで足りることから、確認書類の提出を求めないで、児童養護施設退所者等が貸付の申込を行うに当たって、負担が生じないよう、配慮いただきたい。
38	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた運用改善について	収入の減少について、どのように確認を行うべきか。	収入の減少については、給与明細書や預金通帳等により新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前後の給与の状況を確認することが想定される。 上記の対応が難しい場合には、収入減少の状況に関する申立書により確認を行うなど、柔軟に対応して差し支えない。(参考様式添付あり)
39	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた運用改善について	収入の減少の程度は要件に関わるか。	貸付の要件において、収入の減少の程度は問わない。
40	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた運用改善について	今回拡充された生活費支援貸付の貸付額について、貸付の起算月はいつになるのか。 また、今回の拡充により、進学者は現行の生活費支援の貸付5万円に加え、6か月間は3万円増額されることになるが、3万円増額される期間については、債権管理の煩雑さを回避するため、現行の貸付契約と分けて契約しても差し支えないか。	貸付の起算月は貸付の申し出があり、貸付を開始した月を起算とする。(令和2年7月に貸付を開始した場合、7月から12月までが貸付期間となる。) また、債権管理上の負担を軽減する観点から、今回の拡充分に係る契約は、現行の貸付契約とは別に追加契約を行うこととして差し支えない。

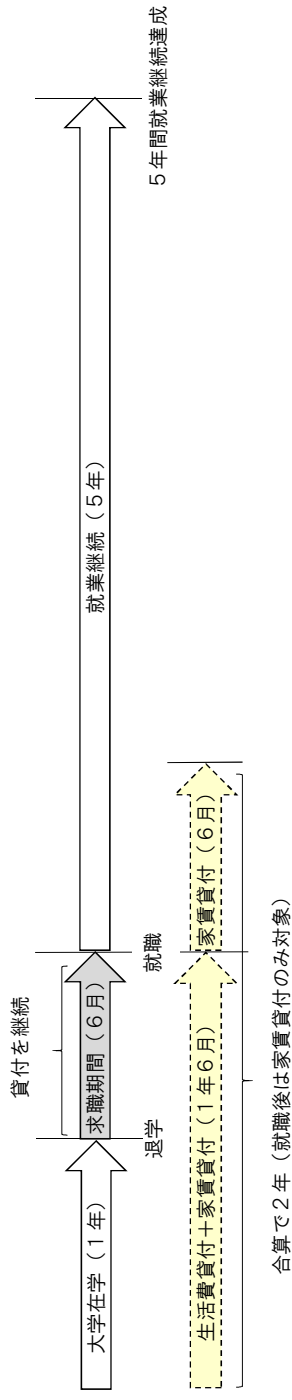
<就業継続期間の取扱い>



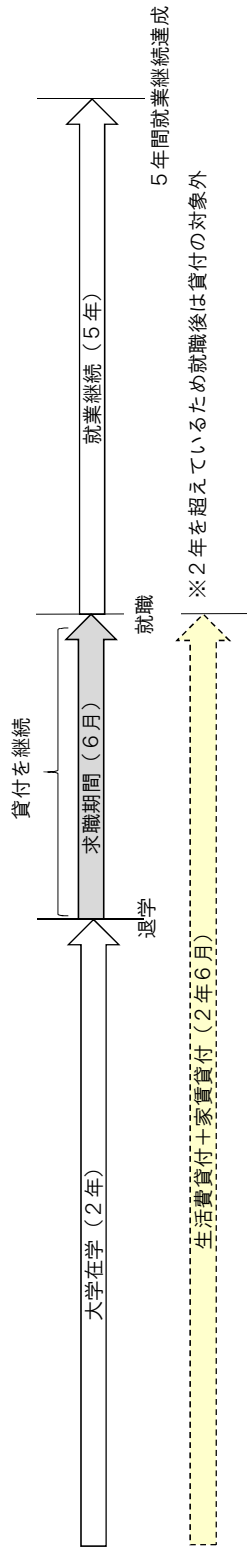
<貸付契約中のやむを得ない理由による退学、離職する場合や大学等の高等教育機関で学び直す場合の取り扱い>

①進学者

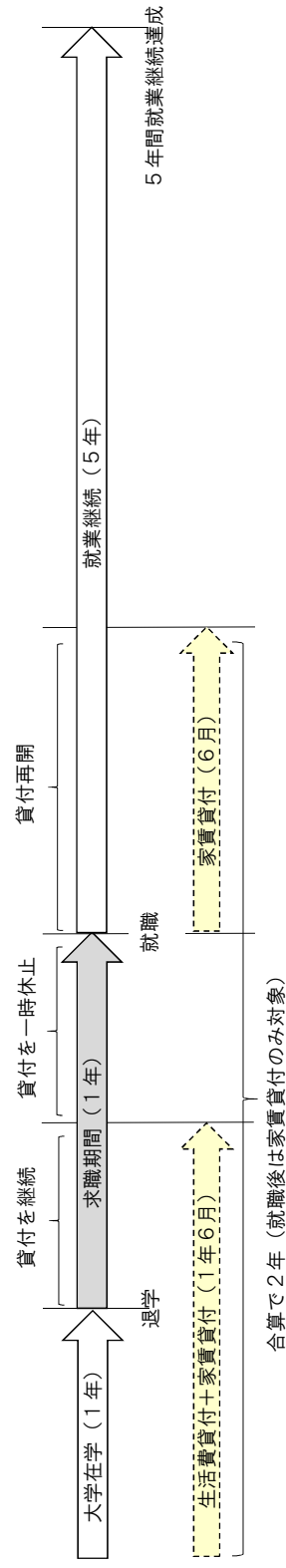
パターン1 大学に1年在籍後、退学、半年間の求職活動を経て、就職した場合



パターン2 大学に2年在籍後、退学、半年間の求職活動を経て、就職した場合

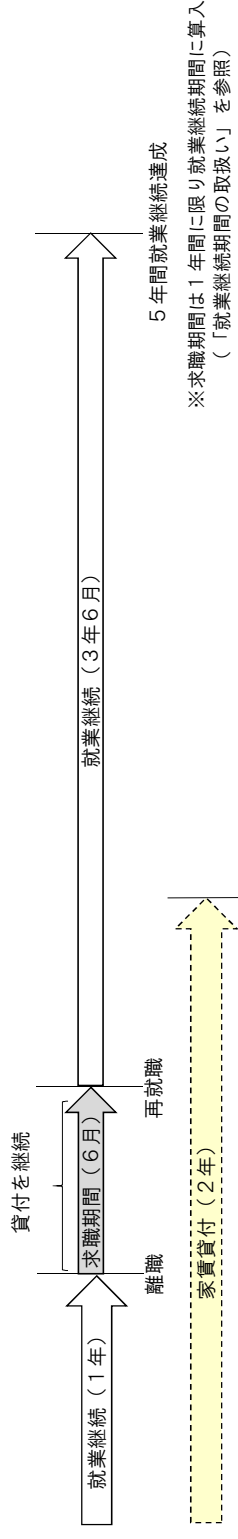


パターン3 大学に1年在籍後、退学、1年間の求職活動を経て、就職した場合。

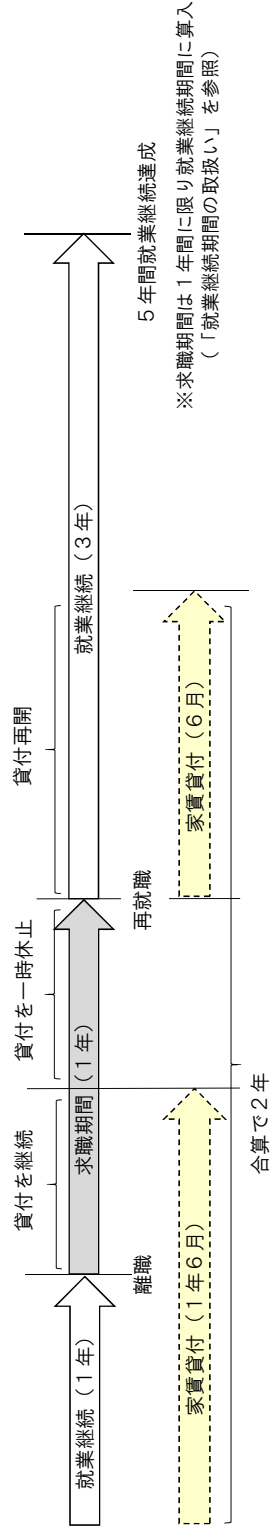


②就職者

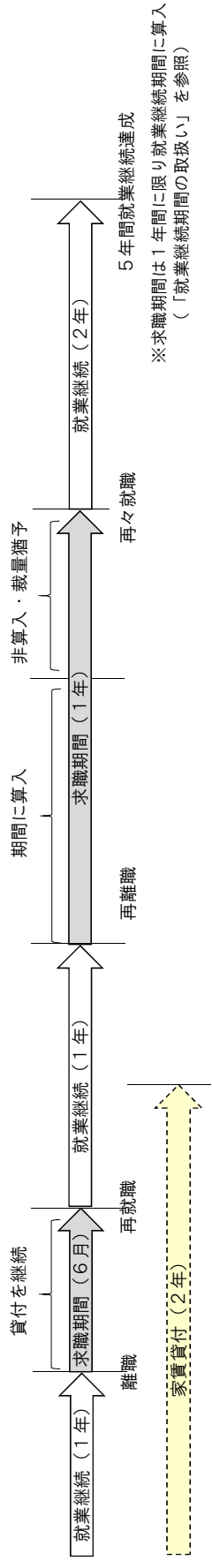
パターン1 1年間就業後、離職、半年間の求職活動を経て、再就職した場合



パターン2 1年間就業後、離職、1年間の求職活動を経て、就職した場合

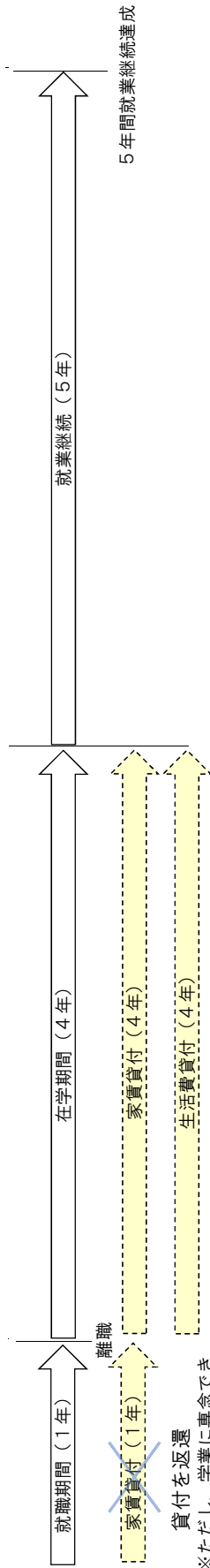


パターン3 1年間就業後、離職、半年間の求職活動を経て、再就職。その後、再度離職して、1年間の求職活動を経て、再々就職した場合。



③学び直す者

パターン 1年間就業した後、離職し、大学等の高等教育機関に入学し直した場合



貸付を返還
※ただし、学業に専念でき
るよう、返還時期等につ
いて一定の配慮を行うよ
うにすること